

第24回災害廃棄物対策四国ブロック協議会

日時：令和7年7月16日(水)13時00分～15時00分
場所：サンポートホール高松 62会議室
オンライン会議システム併用

議事次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 令和7年度協議会の運営について

- ①協議会設置規程について
- ②協議会及び幹事会について

(2) 令和7年度の協議会調査検討事項（案）について

4 報告事項

今後の大規模災害への環境省の取組の方向性について

5 その他

今後の予定について

6 閉会

【配布資料】

出席者名簿、配席図

資料1 協議会設置規程（案）

資料2 協議会及び幹事会について

資料3 令和7年度の協議会調査事項（案）

資料4 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性（概要）

参考資料1 四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）

参考資料2 令和6年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書（概要版）

災害廃棄物対策四国ブロック協議会設置規程

(目的)

第1条 災害廃棄物対策四国ブロック協議会（以下「協議会」という。）は、四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の範囲をいう。）において、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する広域連携等について検討することにより、災害に対する備えに資することを目的とする。

(活動内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について活動するものとする。

- 一 各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 四国ブロック以外で実施又は検討されている災害廃棄物対策に関する情報の共有
- 三 大規模災害時の災害廃棄物対策に関する広域連携の検討
- 四 一から三の活動に関する調査
- 五 その他必要な事項

(構成員等)

第3条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 協議会には、必要に応じ別表以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 協議会には、必要に応じ座長を置くことができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務は、中国四国地方環境事務所資源循環課において処理する。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は、公開する。ただし、公開することにより、率直な意見の交換若しくは、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認めるときその他協議会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表

機 関 名	役 職
徳島県 生活環境部 環境指導課	環境指導課長
徳島市 環境部 環境政策課	環境政策課長
阿南市 環境管理部 環境管理課	環境管理課長
香川県 環境森林部 循環型社会推進課	循環型社会推進課長
高松市 環境局 環境総務課	環境総務課長
東かがわ市 市民部 環境衛生課	環境衛生課長
愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課	循環型社会推進課長
松山市 環境部 環境・ゼロカーボンシティ推進課	環境・ゼロカーボンシティ推進課長
宇和島市 市民環境部 生活環境課	生活環境課長
高知県 林業振興・環境部 環境対策課	環境対策課長
高知市 環境部 新エネルギー・環境政策課	新エネルギー・環境政策課長
土佐清水市 市民課	市民課長
公益社団法人 全国産業資源循環連合会 四国地域協議会	四国地域協議会会长
独立行政法人 環境再生保全機構	岡山大学名誉教授 川本 克也
岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域	教授 藤原 健史
公益財団法人 廃棄物・3R研究財団	研究参与 高田 光康
元国立研究開発法人 国立環境研究所	客員研究員 宗 清生
国土交通省 四国地方整備局 防災室	防災室長
国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課	港湾空港防災・危機管理課長
環境省中国四国地方環境事務所 資源循環課	資源循環課長

災害廃棄物対策四国ブロック協議会及び幹事会について

1. 令和7年度の協議体制について

- 昨年度に引き続き、災害廃棄物対策四国ブロック協議会の下に、実務担当者により構成される「幹事会」を置き、より機動的な検討体制とする。
- 必要に応じてオンライン会議システムを活用した参加も可能とする。

	協議会	幹事会
協議事項等	方針決定・意志決定	実務的な詳細検討 取組事項の情報交換
構成団体	県・市 産廃事業者団体 地方整備局 有識者 地方環境事務所（事務局）	(協議会に同じ)
オブザーバー	陸上自衛隊	—
メンバー	実務責任者等	実務担当者等
開催頻度	年2回	年1回
その他	原則公開	原則非公開

2. 令和7年度の協議会等における目的

- 災害廃棄物対策に係る人材育成や知見の継承のため、セミナーや図上訓練の他に、災害廃棄物処理支援員との意見交換会や、災害廃棄物に係る仮置場の設置運営訓練等を実施する。
- 昨年度に引き続き「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」（以下「行動計画」という。）に基づき、災害廃棄物対策に関する広域連携体制手順の周知・徹底を図る。具体的には、広域連携体制構築を円滑に行うための人材育成に向けた取組等を着実に実施するとともに、行動計画について四国ブロックの関係自治体等への理解促進のための説明会を開催する。
- 広域連携に必要な調査検討を行うことにより、関係機関との連携の一層の推進を図る。令和7年度に想定している調査検討事項については以下のような事項で詳細は後程説明。
 - ・他ブロックとの連携のあり方に向けた調査検討
 - ・災害廃棄物の広域輸送に関する調査検討
 - ・ブロック内での広域処理を行うための調査検討
 - ・行動計画改定に向けた調査検討
 - ・小規模自治体に関する課題調査検討

3. 令和7年度の協議会等のスケジュール（予定）

	開催地	時期	内容	対象
第24回協議会	高松市	7月16日(水)	・令和7年度協議会の運営について ・令和7年度の協議会調査検討事項等	構成員
行動計画説明会	ウェブ	8月中	・ブロック行動計画の説明 ・災害廃棄物の基礎	オープン
図上訓練	調整中	10月下旬頃	・訓練の実施（2日間） 中国四国合同	構成員
第16回幹事会	調整中	11月上旬	・調査検討事項の経過報告	構成員
セミナー	調整中	11～12月	・災害廃棄物処理対策セミナー 中国四国合同	自治体、 関係団体
支援員研修 意見交換会	調整中	10～1月	・災害廃棄物処理支援員との意見交換会 中国四国合同	支援員 構成員
第25回協議会	調整中	2月	・調査検討結果の最終報告 ・次年度以降の協議会の方針説明等	構成員

※実地訓練については、協力自治体と調整の後、開催地と時期を決定する。

※図上訓練については、訓練幹事自治体と調整の後、開催地と時期を決定する。

令和7年度の協議会調査検討事項等（案）

第1 他ブロックとの連携の在り方に関する調査検討

1. 昨年度までの調査の概要

隣接ブロック（中国ブロック、近畿ブロック、九州ブロック）との連携の在り方について検討を続けている。

一昨年度はケーススタディを行い、平時からブロック間で共有するべき情報等の課題を抽出した。

昨年度は令和6年能登半島地震におけるブロックを超えた支援実態を調査し、ブロック間連携における課題を整理した。

2. 調査の方針

昨年度までの業務調査結果等を踏まえ、発災直後から初期段階までのブロックを越えるような広域的な連携が必要な場合の基本的な行動例を支援側、受援側に分けて作成する。

他ブロックの中でも、まずは中国ブロックとの連携に力点をおき、南海トラフ巨大地震が起こった際に、四国ブロックが中国ブロックからの支援を受けることを念頭において、受援側と支援側の基本的な行動例を作成する。

3. 調査検討の方法

昨年度の令和6年能登半島地震を対象とした調査結果の他、昨年度及び一昨年度に実施した四国及び中国ブロック合同の図上訓練の内容と成果等をふまえ、基本的な行動例を事務局にて作成し、幹事会で意見を聴取り行動例を完成する。

第2 災害廃棄物の広域輸送に関する調査検討

1. 昨年度までの調査の概要

災害廃棄物の広域輸送（鉄道輸送・船舶輸送）に関する具体的な手順や平時から取り組むべき事項等を整理した。

2. 調査検討の方針

前年度業務の調査結果等を踏まえ、ブロックを超えた災害廃棄物の広域輸送（鉄道・船舶を利用した輸送）に関して、四国ブロック内の地域特性を踏まえた選択の在り方について整理を行う。

具体的には、四国ブロックを地域特性ごとに分け、広域輸送を計画・実施する段階で、地域特性を踏まえた広域輸送の選択条件（震災時使用可否を含む）や必要となる手続等について、各ブロック内の地域特性ごとにフロー図及び手順書等の形でまとめる。

3. 調査検討の方法

(1) 震災時の使用可否判断に関する検討

本業務では、昨年度の成果を活用し、四国ブロックの地域特性をふまえた形で大規模地震時などの「使用可否手続き方法」を組み込んだ広域輸送の選択条件について見直す。具体的には、災害発生後の輸送施設が使用できるか、その照会先となる管理者（港湾・鉄道）の照会先情報を整理する。また、輸送施設の被災情報や運行情報の情報発信サイトを整理する。

(2) 取りまとめ方法の工夫

とりまとめにあたっては、広域輸送を計画・実施する段階での検討のフロー図とその手順書を整理しつつ、自治体ごとの港湾・鉄道との時間距離計測結果等は各県で管理できる資料となるよう整理する。

第3 ブロック内での広域処理を行うための調査検討

1. 昨年度までの調査の概要

ブロック内自治体が有する一般廃棄物処理施設等を対象として、県を越えた広域処理を行う際に必要となる情報項目を整理し、それらの情報の収集及び更新を行い、県別及び施設の種類ごとに一覧表及び地図を作成した。

2. 調査検討の方針

昨年度業務の調査結果を踏まえ、四国ブロック内的一般廃棄物処理施設等について、情報を更新し、災害時等に活用しやすい形で整理する。

災害廃棄物を広域処理するためには処理施設の情報を平時から最新の情報共有を行うことが重要である。災害時に活用できるように留意しつつ、平時から共有を行う内容や共有する関係者について整理を行う。

3. 調査検討の内容

本調査で収集した情報は、災害時には全情報を共有することが必要だと考えられるが、平時には、個別施設の情報が見えない形で整理した内容を共有することを検討する。具体的には、各県の処理余力のある施設数や、回答があった災害廃棄物の受入可能量の合算値等を県ごとに集計し共有する。

第4 行動計画更新に関する事項

1. 昨年度までの調査の概要

過去に整理した情報を元に行動計画資料編への掲載内容を整理した。

2. 調査検討の方針

昨年度までに実施した本業務の結果等を行動計画改定のために整理する。

3. 調査検討の方法

本業務では、改定版行動計画に掲載する過年度及び本年度の業務成果を棚卸し・整理する。

【行動計画改定に向けた、本業務の結果等に関する整理項目(案)】

検討項目	整理項目
応援職員フロー	・過年度の資料編更新箇所と整合するための応援手順の要更新箇所
ブロック内での広域処理	・過年度の図上訓練シナリオにおける応援要請等の手順
広域輸送	・輸送手段を選択するための判断基準 ・広域輸送の実施のために必要な手続

行動計画の検討にあたっては、県ごとに意見交換会を開催し、意見を聴取しながら行う。

第5 小規模自治体における災害廃棄物処理について課題検討（新規）

1. 調査検討の方針

小規模自治体において災害廃棄物処理を円滑に実施するためには、当該自治体単独では実施することが困難と考えられ、周辺の自治体及び県の協力が不可欠である。このため、大規模災害が発生した場合の小規模自治体における災害廃棄物対策の課題とその対応策を検討し、災害廃棄物処理計画の策定、改定時の考慮する項目等を整理する。

2. 調査検討の方法

四国ブロック内の小規模自治体1つを対象として、大規模災害発生時における災害廃棄物対策を検討する。

検討にあたっては、当該自治体の他、周辺の自治体、県、有識者による検討会（対面）を開催し、当該自治体における災害廃棄物対策の課題を抽出するとともに、その対応策案を検討する。

対応策について検討結果を踏まえて試行を1回実施し、その結果の考察を行う。これらを踏まえて当該自治体及び小規模自治体における災害廃棄物処理計画の策定、改定時に考慮する項目等を整理する。

第6 災害廃棄物処理に関する人材育成に向けた取組

1. ブロック行動計画に係る説明会の実施

現行のブロック行動計画について、四国ブロックの全自治体に周知することを目的とした説明会を開催する。

対象は、四国ブロックの自治体担当者のうち、新しく災害廃棄物対策の担当となられた方及びこれまでのブロック行動計画の説明会に参加いただけなかった方を中心として、四国ブロックで1回開催することを基本とする。

2. 災害廃棄物処理支援員に対する研修及び手引きの作成（新規）

（1）災害廃棄物処理支援員に対する研修の開催

環境省が運営している「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」に登録、または登録を検討している四国ブロック及び中国ブロックの自治体職員の資質向上のため研修会を、中国地方で2回、四国地方で1回、合計3回開催する。

研修会では、災害廃棄物対策における最新情報の共有及びブロック全体での災害廃棄物処理支援に必要な知識について研修する。研修内容については重複を避けできるだけ多くの課題を提供するものとする。

講師は、支援員で豊富な経験を有するもの、及び支援時に必要とする知識に精通する者各1名に依頼する。

（2）支援員が被災地で活用できる手引きの作成

上記の災害廃棄物処理支援員の研修内容をもとに、支援員支援手引きを作成する。

3. 図上訓練の実施等

（1）実施方針

災害発生時の災害廃棄物処理に関して、昨年度までに実施した図上訓練の結果等を参考として実施する。

本年度は昨年度に引き続き、四国ブロックと中国ブロックの合同で図上訓練（連続する2日）を行い、隣接ブロック間の広域連携をテーマとした訓練とする。ブロック間連携であるが、基本的には四国ブロック行動計画及び中国ブロック行動計画に準拠して行う。

本訓練の目的は昨年度と同様、以下のとおりとする。

- ・2つのブロックの行動計画に基づいたブロック間の広域連携の手順を確認すること
- ・受援・応援に必要な準備を確認すること

（2）前提条件（被害想定等）

南海トラフ地震により四国ブロック全県が被災し、中国ブロックが応援するというシナリオとする。

(3) 訓練概要

図上訓練は、大きく3つ程度のシナリオに分けることを想定している。

1つめは、四国及び中国ブロック各県の被害状況の収集・共有や応援要請についてブロックを超えて実施する手順を中心とした内容とする。両ブロックの行動計画で設定されている応援要請手順に準じて、最初はブロック内の情報共有、その後ブロックを超えた情報共有を行い、中国四国地方環境事務所を通じたブロックを超えた応援・支援の関係を構築するまでとする。

2つめは、ブロックを超えた広域連携のうち、人と車両の派遣を対象とする応援実施手順、応援受入手順を中心とした内容とする。車両の協力に関しては産業資源循環協会（産業廃棄物協会）の協力も得るシナリオとする。

3つ目は、ブロックを超えた広域連携のうち、処理の応援を中心とした内容とする。すなわち、四国ブロックでは処理ができない廃棄物を中国ブロック内で処理する手順、産業資源循環協会（産業廃棄物協会）との協力構築に関するシナリオとする。

(4) 訓練幹事自治体

四国ブロック行動計画において、協議会における訓練の実施に当たっては、輪番制で幹事自治体（県と県内の1市の計2自治体）にご参加いただくこととしている。

（参考：中国ブロックにおける訓練での輪番制について）

「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」

IV-1-「(2) 人材育成の実施」より抜粋

中国ブロック協議会における訓練の実施に当たっては、輪番制で協議会構成県市のうち、1県に訓練幹事県（主幹事）として、1市に訓練幹事市（副幹事）としてご参加いただくものとする。なお、状況に応じて、主幹事及び副幹事のいずれかのみでも訓練を実施できるものとする。訓練幹事県及び訓練幹事市は、訓練の企画段階から協議会事務局と訓練内容等の詳細について協議を行い、訓練の実施においては主体的に関与していただく。

本年度は中国ブロックと合同で行うため、両ブロックで訓練幹事自治体を設置し、中国ブロックを応援自治体側の訓練幹事自治体、四国ブロックを被災自治体側の訓練幹事自治体と位置付けて訓練の実施準備を行う。

第7 セミナーの実施

1. セミナーの概要

災害廃棄物処理の基礎知識、災害廃棄物の適正処理及び令和6年能登半島地震等近年の大規模災害における災害廃棄物処理に係る事例やこれらの事例を踏まえた平時からの備え等に関する課題等をテーマとした内容とする。

2. セミナーの実施概要（案）

四国ブロックと中国ブロック合同で1回開催する。開催は、会場とウェブ会議システムを活用したハイブリッド方式で実施する。

第1章 はじめに

平成27年廃棄物処理法及び災対基本法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害における災害廃棄物対応の検証等を踏まえ、今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた更なる取組の方向性についてとりまとめ。

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進歩と課題

2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題	2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応	2-3 巨大地震や集中豪雨等へのこれまでの検討状況と課題
(1) 廃棄物処理法及び災対基本法の改正の概要 (2) 改正法の活用状況と課題 1) 平時の備えを強化するための関連規定 2) 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置	(1) 東日本大震災における取組と課題への対応 (2) 平成28年熊本地震における取組と課題への対応 (3) 平成30年7月豪雨における取組と課題への対応 (4) 令和元年台風19号における取組と課題への対応 (5) 令和2年7月豪雨における取組と課題への対応 (6) 令和6年能登半島地震における取組と課題	(1) 南海トラフ地震 (2) 首都直下地震 (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (4) 集中豪雨

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

- ・災害廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、**平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化すること**を目的とした平成27年改正法の基本コンセプトは引き続き堅持する。
- ・その上で、平成27年改正法における災害廃棄物処理に関する施行状況や平成27年法改正以降の大規模災害における災害廃棄物対応状況等を踏まえ、**東日本大震災又はそれ以上の規模の巨大地震や集中豪雨（特定非常災害レベル）発生時に備えた更なる対策の方向性を3-1～3-6の6つの柱として整理し**、それぞれの項目において取り組むべき事項を列挙。
- ・これらの取組事項は、今後発生が想定されている巨大地震や大規模な集中豪雨等の備えとして効果をもたらすものであるとともに、巨大地震や大規模な集中豪雨等に至らないものの平時の市町村の廃棄物処理体制では対処できない規模の**非常災害全般の備えとしても切れ目なく効果を發揮する**ものである。
- ・3-1～3-6の各種取組事項のうち、**制度的対応に関するもの（法定化の検討も含む）**を3-7で整理。3-1～3-6の各種取組事項は引き続き本検討会で具体化検討を進めるとともに、3-7の制度的対応事項については廃棄物処理制度小委員会においても検討、議論を行う。

- 3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実
- 3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立
- 3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立
- 3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立

- 3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立
- 3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実
- 3-7 制度的対応

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実

(1) 災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上

発災後の速やかな災害廃棄物対応のため、地方自治体(市町村・都道府県)は、平時から実効性の高い災害廃棄物処理計画等の策定・改定が必要。また、市町村の計画策定率100%(2030年度目標)達成に向け、市町村への更なる支援が必要。

- 地方自治体の処理計画の内容充実(仮置場候補地の事前選定、協定の処理計画への位置づけ、受援体制・支援体制の具体化、事務委託の記載追加等)のための各種指針等の改定
- 処理計画未策定市町村の早期策定、地方自治体の処理計画の実効性向上に向けたモデル事業の実施及び成果の横展開
- 市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画に関する制度化(市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加)検討
- 処理計画と地域防災計画などの防災関連計画等との整合
- 地域ブロック災害廃棄物対策行動計画と各都道府県処理計画の内容の周知徹底
- 処理計画等に基づく、職員への訓練等の実施
- 処理計画の住民への周知、理解醸成

(2) 災害支援協定の締結・充実及び実効性向上

災害支援協定の有効活用のため、関係者(関係団体・他自治体)との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要。地方自治体は平時から他自治体や民間事業者等と連携の上、具体的な調整の結果を反映した災害支援協定を締結することが必要。

- 地方自治体による協定の締結・充実及び締結先との連携強化や内容の適宜見直し
- 地方自治体における協定締結に向けた検討事項や発災後の発動条件・手続等の整理・標準化
- 協定に盛り込むべき事項を整理(仮置場の早期開設・運営、公費解体や広域処理に関する協力内容、締結先の関係者の役割等)の上、協定のひな形の具体化、各種指針等の改定
- 協定締結促進に資するモデル事業の実施及び当該モデル事業で得られた成果の横展開
- 協定の締結推進を図る観点から、地方自治体による(災害廃棄物処理計画に基づく)災害支援協定の締結に関する制度化検討

3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立

(1) 廃棄物処理施設の強靭化対策の推進

廃棄物処理施設の被災時には、施設の早期復旧及び代替処理先の確保が必要。また、ハード・ソフト両面での施設強靭化による災害時の施設稼働継続が求められる。

1) 平時における廃棄物処理施設の強靭化

- 施設の整備・更新への支援
- 施設の早期の耐震化、水害防止対策の実施
- 災害時の自立起動・継続運転可能な一般廃棄物処理システム・体制の構築
- 施設の持続的かつ着実な点検実施と点検を行うための人材確保

2) 発災時における被災処理施設の早期復旧・代替対策の推進

- 市町村管内の既存廃棄物処理施設の各種基礎情報(処理能力等)の平時の把握・更新
- 各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握、都道府県内の災害廃棄物処理可能量の推計、集約
- 既存施設の基礎情報の整理様式のひな形等の作成
- 施設被災状況の迅速把握と、復旧・代替措置の検討・対応に関する調査・支援体制の構築

(2) 生活ごみ・し尿処理への対応

平時の収集運搬情報の把握と収集運搬における関係者間の情報共有の効率化が必要。

- 平時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報(回収の場所等)の把握及び更新
- 避難所情報(場所、収容人数等)に関し、防災部局と平時から情報共有
- 収集運搬オペレーションの円滑化に向けた情報収集・運営体制の整備及び運営・維持管理
- 一般廃棄物処理施設の持続的かつ着実な点検実施と点検を行うための人材確保

(3) 被災家屋の片付けごみ処理、仮置場の確保・運営への対応

平時からの候補地選定と発災後速やかな設置、適切な管理が重要。また、片付けごみの回収に関し、都市化、高齢化等の地域事情を踏まえた回収方法の検討が必要。

- 平時からの住民への片付けごみ出しルール等の普及啓発と発災時の住民・ボランティアへの周知・広報等の事前準備の実施
- 地方自治体・関係機関の連携強化により、仮置場候補地の選定を促進
- 仮置場候補地の事前選定促進のため、各種指針等の充実やモデル事業等の実施
- 仮置場への搬入・搬出管理手法を標準化
- 地区集積所・戸別回収に関し、その管理・運営手法等の過去事例も含めた情報整理
- ごみ出し等支援(ごみ出し困難者(高齢者等)支援含む)に関するボランティアとの連携方策の具体化・標準化

(4) 処理困難な廃棄物等への対応

平時から自治体による処理が困難な廃棄物は、事前の処理先確保等の対応が必要。

- 処理困難な廃棄物の仮置場等での分別に関する留意事項と取組事例の継続的周知
- 処理困難な廃棄物の品目ごとの市町村の優良取組事例の収集・整理・横展開
- 関係事業者・団体等との連携による、処理先の確保に関する取組の推進

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立

(1) 公費解体等に係る事務の更なる円滑化

- 公費解体の申請受付や解体工事の発注作業等、多くの人員が必要となることから、公費解体やそれにより生じる解体廃棄物に係る事務の円滑化が必要。
- 各種マニュアル等の必要に応じた改定、地方自治体・関係団体等への周知
- 公費解体に関する手続の標準化、申請様式の統一化
- 地方自治体における公費解体業務の要綱等の事前整備
- 被災者等の負担軽減の観点から、公費解体申請書類・手続等の円滑化・効率化
- 関係省庁等と連携し、家屋被害調査・罹災証明と公費解体申請手続との連携を推進
- 関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化（関係者同意等を含む）の検討（なお、倒壊家屋等の解体に係る関係者同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要である）

(3) 復旧・復興施策との連携

- 損壊家屋等の修繕やその後の復興計画との関係など、復興までの見通しを含めて住民に情報を提供しつつ、復旧・復興とも連動させながら解体工事を進めていくことが必要。

(2) 解体工事の適正かつ迅速・円滑な実施

- 解体工事のプロセスの見える化やアスベスト対策等の適切な環境対策による、適正かつ迅速な解体工事の実施が必要。
- 発災後の初動期における二次災害防止等の応急措置のための緊急的な家屋等解体の調査や解体工事の速やかな実施のための体制・仕組み等の構築
- 公費解体申請から工事前調整、解体工事までの一連の工程全体の円滑な実施のための基礎データ共有・進捗管理等に必要なシステム・ツール等の整備・構築
- 地図データの活用等により、解体工事の面的かつ効果的・効率的な実施手法の確立
- 解体工事等における環境対策（アスベスト対策等）について、関係省庁等と連携して対応

3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立

(1) 広域処理に必要な基礎情報の整備・共有

- 広域処理にあたっては、受入施設の基礎情報等を整理が必要。また、災害廃棄物処理の再生利用による最終処分の負荷低減、処理費用の低減化等も重要。

- 各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握、災害廃棄物処理可重量の推計・集約（再掲）
- 各都道府県における各種輸送手段の規模情報（道路輸送：大型貨物車、海上輸送：船舶、鉄道輸送：貨物コンテナ等）の把握
- コンクリートがらの再生利用に関し、各種知見の整理・内容の充実化を検討し、各種指針等へ反映
- 上記以外の他の品目の再生利用に関する事例・知見の集積・整理し、事例集等へ反映

(2) 適正処理を前提とした廃棄物処理の災害時特例等の活用・拡充

- 平成27年改正法により講じられた廃棄物処理施設の特例措置の活用・拡充が必要。

1) 既存の災害時特例の活用促進

- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）の内容・活用事例の周知、事前の活用検討・準備の促進
- 一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例（廃棄物処理法施行令第4条第3号）の内容・活用事例の周知、手引き等の策定・周知による事前の活用検討・準備の促進

2) 災害時特例の拡充検討

- 同法第15条の2の5第2項の活用が困難な事例（廃棄物処理法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用）、同令第4条第3号の活用が困難な事例の整理、特例の拡充
- 既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び協定の活用促進の観点から、協定に基づき自治体から委託を受けた事業者等の災害廃棄物処理に対する各種災害時特例の適用検討
- 既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等の検討

(3) 事前検討・調整による発災時の迅速・円滑な広域処理の推進

- 市町村の体制が不足する場合には、都道府県、国が市町村を支援したり、地域ブロックを超える連携に関して平時からの検討が重要。
- 巨大地震における災害廃棄物処理シナリオ（仮置場確保面積、仮設を含む中間処理施設数（再生利用含む）、広域処理に係る輸送手段及び最終処分場の確保等）の更なる具体化の検討
- 発災時における都道府県の役割・事前準備（県関係事業者・団体との災害支援協定、管内市町村からの事務受託、災害廃棄物処理実行計画（解体計画含む）の策定、県内・周辺県との広域調整など）について、より具体化・明確化
- 発災時における地域ブロック協議会の役割・事前準備（地域ブロック内の広域処理調整、地域ブロック内の自治体からの応援職員派遣、隣接する地域ブロックとの広域調整など）について、より具体化・明確化
- 大規模災害時における仮設処理施設の整備のための国有地・都道府県有地など市町村有地以外も含めた候補地の選定に関するモデル事業の実施と事例の横展開
- 上記シナリオ等の成果について、災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針及び各種技術資料・マニュアル・手引き等へ反映
- 地方自治体は、上記指針等を活用し、広域処理に関する関係機関等との事前調整の実施や、災害廃棄物処理計画・災害支援協定等に内容を反映
- 大規模災害時の地域ブロック間の広域調整に関する柔軟な対応・運用を検討

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

(1) 被災自治体への支援・受援の基盤となる情報・ツールの充実

公費解体（申請受付～解体工事）や災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿処理、片付けごみ対応、広域処理等）の多岐にわたる業務全体の事業管理の効率化・省力化が望まれる。

- 地方自治体における各種基礎情報（施設情報等）の整理に関するデジタル化支援
- デジタル技術を活用した災害廃棄物処理全般を管理する共通システム・ツール等の構築検討
- 上記にあたり、政府、自治体が管理する各種データとの連携による情報の充実化
- 災害廃棄物処理の各フェーズにおける更なるデジタル技術等の活用検討
- 災害廃棄物処理・公費解体に関し、必要な契約書類等のひな形等の整理、提供

(2) 被災自治体の支援・受援体制の確立・充実

各種支援者の役割の明確化や被災自治体の段階的な自立化に向けた計画的な支援が必要。また、被災自治体における受援体制構築・強化が重要な課題。

- 被災自治体の組織体制等に応じ、都道府県の役割・事前準備を具体化・明確化
- 国の役割・事前準備の具体化・明確化
- 被災自治体への早期支援立ち上げと段階的な自立化に向けた円滑な調整のための人的・技術的支援のパッケージ化（支援者の役割分担、支援スケジュール等）の検討
- 関係省庁等と連携し、対口支援方式の導入や市区町村間での職員の共同活用制度等の検討
- 被災自治体における災害廃棄物処理対応に必要な体制（災害の規模等に応じた業務遂行必要人員、受援必要人員等）の具体化・標準化
- 地方自治体の廃棄物担当等に対する教育・研修の充実化
- 幹部職員、実務を担う廃棄物担当等、職員のレベルに応じた支援・受援に関する育成・研修の標準カリキュラム等の作成、実施
- 被災家屋からのごみ出し等について、ボランティアとの連携強化

(3) 現地支援者への環境整備等の支援

支援者への研修等を通じた支援力向上や、宿泊施設の確保など支援者の生活環境の整備、支援者同士の連携を進める平時からの取組などを実施する必要。

- D.Waste-Netの体制・機能拡充、平時の連携強化（派遣時期・条件等の整理等）
- 人材バンクの充実（登録者拡充等） ●現地作業場所・執務環境、宿泊施設等の確保
- 支援活動の実績等の自治体・関係者への周知 ●支援に関する諸条件を標準化
- 支援者間の連携・調整・協力による災害廃棄物処理の実施を支援
- 関係省庁と連携し、支援自治体の行政サービス低下防止のための施策（OB・OG活用等）の検討

(4) 被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立

発災初期は各種対応に追われ、各種調整業務が一度に大量に発生することによる全体的なマネジメントの実施困難などが課題。公費解体・災害廃棄物処理に係る各種事務・調整支援を横断的に行う専門支援機能（機関）の確立が必要。

- 特に大規模災害時において被災自治体（市町村、都道府県（市町村から事務委託を受ける場合））が行う災害廃棄物処理・公費解体の事業監理、人的・技術的支援、広域調整を行う横断的専門支援機能・体制の整備（平時の備えと発災時対応の両方を含む）

【想定される横断的専門機能の主な役割】

- 発災後の初動における関係機関と連携した現地被害調査チームの編成、現地への派遣・調査
- 被災自治体の発注・施工管理業務、各種書類事務等、被災自治体の補助者・代行者として対応
- 災害廃棄物処理の各フェーズ・工程に応じた技術支援、人的支援のマッチング・調整
- 平時における地方自治体各種対策、研修・訓練等に関する技術支援 等

【横断的専門機能に必要となる具備要件】

- 廃棄物処理・公費解体に関する様々な技術的・専門的な知見・経験
- 多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・能力
- 広域的な連携に関する知見・能力 等

3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実

(1) 巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実

巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実により、自治体の災害廃棄物対策の充実化、実効性向上が望まれる。

- 巨大地震・集中豪雨等の発生後早期におけるデジタル技術等を活用した建物被害棟数及び災害廃棄物発生量の初期推計手法の確立と、近年の主な災害の各種データを踏まえた災害廃棄物発生量の推計式の精度検証と原単位等の更なる精度向上
- 巨大地震における災害廃棄物処理シナリオの更なる具体化を検討（再掲）
- 地震災害における災害廃棄物の知見（災害廃棄物の組成割合の標準化等）や豪雨災害を含む水害における片付けごみの知見（片付けごみの組成割合・危険物種類の標準化等）の充実
- 避難所を含む生活ごみ・し尿の発生量の推計方法の改善、回収・運搬方法の最適化検討
- 火災（地震災害に伴う火災を含む）により発生する災害廃棄物の組成割合や、災害廃棄物処理への火山灰の影響等に関する技術的検討
- 関係省庁・関係部局と連携し、（事前）復興計画を踏まえた災害廃棄物処理の在り方の検討

(2) 各種知見等の指針・マニュアル類への反映と活用の促進

各種知見等を指針・マニュアル類へ反映し、これらを自治体が活用することで、自治体の策定・改定する災害廃棄物処理計画等の内容の充実化が望まれる。

- 巨大地震・集中豪雨等の発生後早期におけるデジタル技術等を活用した建物被害棟数及び災害廃棄物発生量の初期推計手法の確立と、近年の主な災害の各種データを踏まえた災害廃棄物発生量の推計式の精度検証と原単位等の更なる精度向上
- 地域ブロック協議会・都道府県での研修等を通じた、自治体における各種指針等の認知度向上、災害廃棄物処理計画及び災害支援協定等の策定・改定への活用促進

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-7 制度的対応

(1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化

- 市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画の制度化（市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加）の検討
- 災害時支援協定の締結・活用の実効性を高める観点から、地方自治体（都道府県・市町村）による（災害廃棄物処理計画に基づく）災害支援協定の締結に関する制度化の検討

(2) 適正処理を前提とした災害廃棄物処理に係る特例制度の活用促進・拡充

- 大規模災害時における既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び災害支援協定の活用促進の観点から、自治体及び民間事業者・団体間の災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合における、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした各種災害時特例の適用の検討
- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第15条の2の5第2項）の活用が困難な事例（廃棄物処理法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用）の整理、特例の拡充の検討
- 一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例（廃棄物処理法施行令第4条第3号）の活用が困難な事例の整理、同特例の拡充の検討

(3) 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の整備

- 大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等の検討

(4) 廃棄物処理・公費解体を横断的に調整支援する専門支援機能の確立

- 被災自治体の平時の各種災害廃棄物対策及び発災後の災害廃棄物処理・公費解体に関する事業監理、人的・技術的支援、広域調整等に対して横断的調整支援を担う専門支援機能の確立に向けた制度化の検討

(5) 巨大地震等に備えた損壊家屋等の解体や災害廃棄物処理の事務の円滑化方策の検討

- 関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化（関係者同意等を含む）の検討（倒壊家屋等の解体に係る関係者同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要）

**四国ブロック災害廃棄物対策行動計画
(広域連携計画)**

令和4年3月

災害廃棄物対策四国ブロック協議会

目 次

はじめに.....	1
I. 本計画の目的及び位置づけ.....	2
1. 本計画の目的.....	2
2. 本計画の位置づけ.....	2
3. 協議会の基本的な役割.....	4
II. 対象とする災害と災害廃棄物発生量.....	6
1. 対象とする災害.....	6
2. 災害廃棄物発生量.....	7
III. 災害発生時における広域連携のあり方.....	9
1. 基本的な考え方.....	9
2. 広域連携体制の確立及び被災状況の把握・共有.....	11
3. 地域ブロックをまたぐ連携.....	20
4. 関連する各種制度との連携.....	21
IV. 災害廃棄物の円滑な処理に向けて.....	23
1. 事前対策としての協議会の取組.....	23
2. 関係機関との連携・情報の共有.....	24
3. 災害等廃棄物処理事業費の国庫補助の活用について.....	25
4. 本計画の点検・見直し.....	26
V. 資料編	

はじめに

我が国において未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、政府全体で防災・減災対策が進められている。このうち、災害時の廃棄物対策では、国土強靭化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）等において、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実施に向けた計画の策定を重要な課題として位置づけているところである。

この間、環境省において災害廃棄物対策指針（平成26年3月策定、平成30年3月改定）、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）

（以下「行動指針」という。）の策定等を行うとともに、災害対策基本法や廃棄物処理法の改正等を通じて、①災害対策に係る国の司令塔機能の強化、②国、地方公共団体、民間事業者の役割の明確化、③大規模災害発生後の適正処理に係る方針の明確化等が行われている。また、地方公共団体においては、災害廃棄物対策指針等を活用しつつ、災害廃棄物処理計画の策定・改定に向けた取組等が進められているところである。

「大規模災害発時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画」は、四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県、高知県の範囲をいう。）において、単独自治体では対応が難しい大規模な災害（風水害、地震災害等）が発生し、県域を越えた連携が必要となった場合に、四国ブロック内の関係者が共通認識の下、それぞれの役割分担を明確にし、連携しながら災害廃棄物対策を実施するための基本的な考え方や対応方針を示すため、平成30年3月に策定された。

その後、四国ブロックでは、平成30年7月豪雨をはじめ多くの災害に見舞われ、県境をまたいだ広域的な支援等も行われてきた。このような経験や教訓等を踏まえ、災害廃棄物に係るブロック内の広域連携の重要性を改めて認識するとともに、その課題等も明らかになってきている。

また、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和3年5月、中央防災会議）において、南海トラフ沿いの地域において、マグニチュード8～9クラスの地震の30年以内の発生確率は70%～80%（令和3年1月1日現在）とされており、四国ブロックにおいても多くの災害廃棄物の発生が想定されている。

さらに、近年は、日本全国で自然災害が頻発しており、その被害も激甚化する傾向が見られている。各自治体における災害廃棄物処理計画の策定等が進んできたことも踏まえると、災害廃棄物の効果的かつ円滑な処理のために、本協議会として、県境を越えた広域処理に焦点を当てた手順等を、最新の状況等を踏まえ検討し、四国ブロック内の関係者間で共有する必要がある。

このため、災害廃棄物対策四国ブロック協議会（以下「四国ブロック協議会」という。）にて、マネジメント・サイクルに基づき、本計画の改善箇所の抽出・整理及び見直しについて必要な検討を行い、今般、「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」（以下「本計画」という。）へ改定を行った。

なお、本計画は現時点における県及び市町村の状況や四国ブロック協議会での協議内容を踏まえ改定したものであり、今後の協議会における議論、本計画に基づく訓練の成果等を踏まえ、継続して点検・見直しを行うものとする。

I. 本計画の目的及び位置づけ

1. 本計画の目的

本計画は、災害廃棄物の適正処理を実現するため、県境を越える災害廃棄物処理やそれに必要な支援を円滑かつ迅速に行い、四国ブロック内での広域連携の基本的な考え方や手順等について定めるとともに、地域ブロック間連携についても一定の整理を行いつつ、平時においては、四国ブロック内での被災経験等や災害廃棄物対策に関する情報の共有、四国ブロック協議会及び図上訓練等を通じた関係者間の連携強化を図るための取組を定めることで、円滑かつ迅速な災害廃棄物の広域連携体制の構築に資することを目的とする。

2. 本計画の位置づけ

(1) 本計画について

災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務として位置づけられており、極力自らの地域内において処理を行うことが求められる。一方、大量の災害廃棄物が発生する場合には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、市町村や県を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。

このため、大量の災害廃棄物の発生が想定される場合には、まずは被災市町村における災害廃棄物処理計画等に基づく処理、次いで非被災市町村及び事務委託を受けた県が主体となって行う処理等当該県内での処理、さらには地域ブロックでの広域処理等をそれぞれの状況及びその地域の処理能力に適切に組み合わせた上で、重層的な対応を行うことが基本となる。

本計画では、このうち、地域ブロックでの広域処理に焦点を当て、四国ブロックにおいて県域を越えた連携が必要な規模の災害が発生した場合や、発生する災害廃棄物の量が県域内で処理困難な場合に備え、四国ブロック内の関係者との広域的な連携の考え方や手順等を示す。また発災時には、本計画に基づき行動することにより、広域に渡る円滑かつ迅速な災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の確立が行えることを目指す。

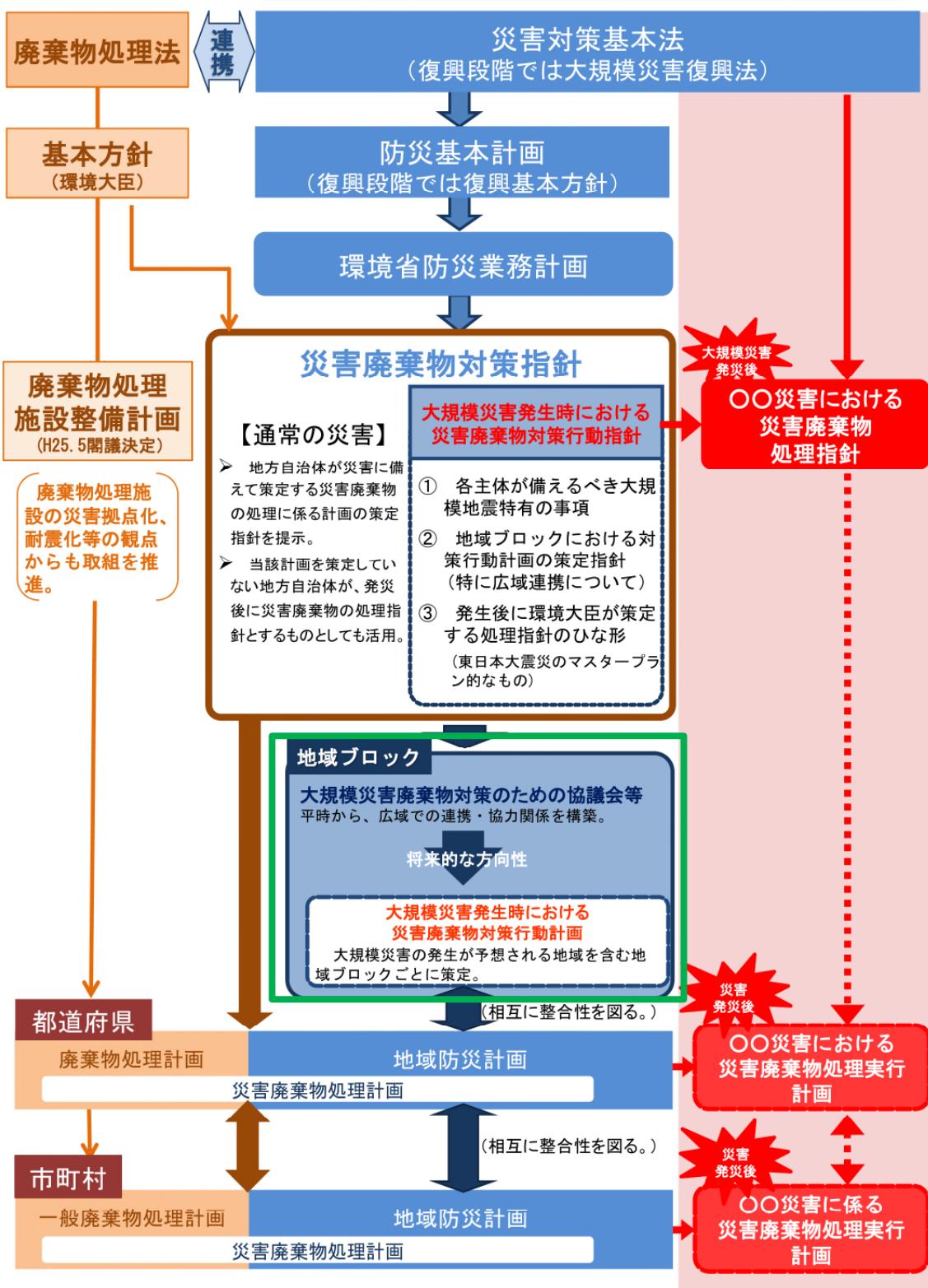
本計画は、四国ブロック協議会での合意に基づき策定し、本協議会での議論を経て見直しを行い、必要に応じて改定を行うものとする。

なお、四国ブロック内での対応が困難となった場合等に備え、隣接ブロック等との広域的な連携についても、本計画において一定の方向性を示す。特に、中国ブロックとは、平時より本計画について情報共有を行い、災害発生時に地域ブロックを超える連携が必要となった場合には、相互の協力に向けた必要な調整を行う。また、そのほかの地域ブロックとの協力体制についても検討を行う。

被害範囲が単一の県域を超えない規模の災害であっても、発生する災害廃棄物の量が県域内で処理困難な場合には、本計画に準じて臨機応変に連携して対応する。

本計画の位置づけは、図表I-1に示すとおりである。

図表 I-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ



出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成27年11月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

(2) 県及び市町村の災害廃棄物処理計画との連携

四国ブロック内の県及び市町村は、災害廃棄物処理計画の策定及び改定に当たって、本計画との整合を図るため、必要な相互調整を四国ブロック協議会事務局と行うものとする。また、本計画に基づく県境を越える広域連携体制の構築等における相互の連携・協力についての記載を検討する。

3. 協議会の基本的な役割

中国四国地方環境事務所が中心となって設置した四国ブロック協議会は、県、市、民間団体、有識者、国の機関からなる。四国ブロック協議会では、平時より災害廃棄物対策について情報共有や円滑な廃棄物処理に向けた協議を行い、災害発生時の災害廃棄物対策に向けた備えを行うとともに、災害発生時には迅速な広域支援を実施することを目的とする。具体的には、図表I-2のような役割を担う。なお、四国ブロック協議会における活動内容を図表I-3に示す。

図表 I-2 四国ブロック協議会の役割

平時	<ul style="list-style-type: none">○国、県、市町村等の連携・協力体制の構築に加え、廃棄物処理業界の民間事業者等との協力体制を構築する。○廃棄物業界のほか、土木・建設関連事業者等災害廃棄物処理に際して連携・協力する可能性のある民間事業者と、円滑な災害廃棄物処理に向けて、本計画等について情報共有を行う。○四国ブロックの状況に応じて本計画を改定する。○関係者のスキル向上や関係者間の連携強化のため、セミナーや合同訓練を定期的に継続して実施する。○発災後に情報を集約するための通信手段の確保方策や、四国ブロック協議会等の運営・協議方法についても検討する。
災害発生時	<ul style="list-style-type: none">○中国四国地方環境事務所が四国ブロック管内の被災自治体等から災害の態様や影響等に関する情報を集約し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実施に向けて、本計画等を踏まえた広域的な連携を実施する。

図表 I-3 災害廃棄物対策四国ブロック協議会設置規程（抜粋）

(活動内容)
第2条 協議会は、次に掲げる事項について活動するものとする。
一 各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有
二 四国ブロック以外で実施又は検討されている大規模災害時の災害廃棄物対策に関する情報の共有
三 大規模災害時の災害廃棄物対策に関する連携の検討
四 一から三の活動に関する調査
五 その他必要な事項

また、四国ブロック協議会における具体的な達成目標は図表I-4に整理している。なお、本目標は今後の四国ブロック協議会での議論やブロック管内の災害廃棄物処理に係る状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。

図表 I-4 四国ブロック協議会の達成目標

目標 1	各主体での事前準備のあり方の検討・情報共有を行い、四国ブロック管内の広域合同訓練を通じた継続的なPDCAを実施することで、災害発生時の災害廃棄物処理の実施における、四国ブロック管内の各主体の広域的な応援・支援が可能となるよう関係性を強化する
目標 2	災害廃棄物処理業務は『生活再建の第一歩』であり、自治体、民間事業者、地域住民等の多様な主体との連携が不可欠であることを、本協議会が構成員及び四国ブロック内の自治体等に対し随時情報発信・普及啓発を行うことで、広く認知させ、平時からの連携強化を図る
目標 3	被災経験自治体職員、災害廃棄物対策専門家、支援事業者等の災害廃棄物対策従事経験者からなる人的ネットワークを形成・強化し、災害発生時に災害廃棄物処理の広域的な支援に向けて協働できる体制を構築する

II. 対象とする災害と災害廃棄物発生量

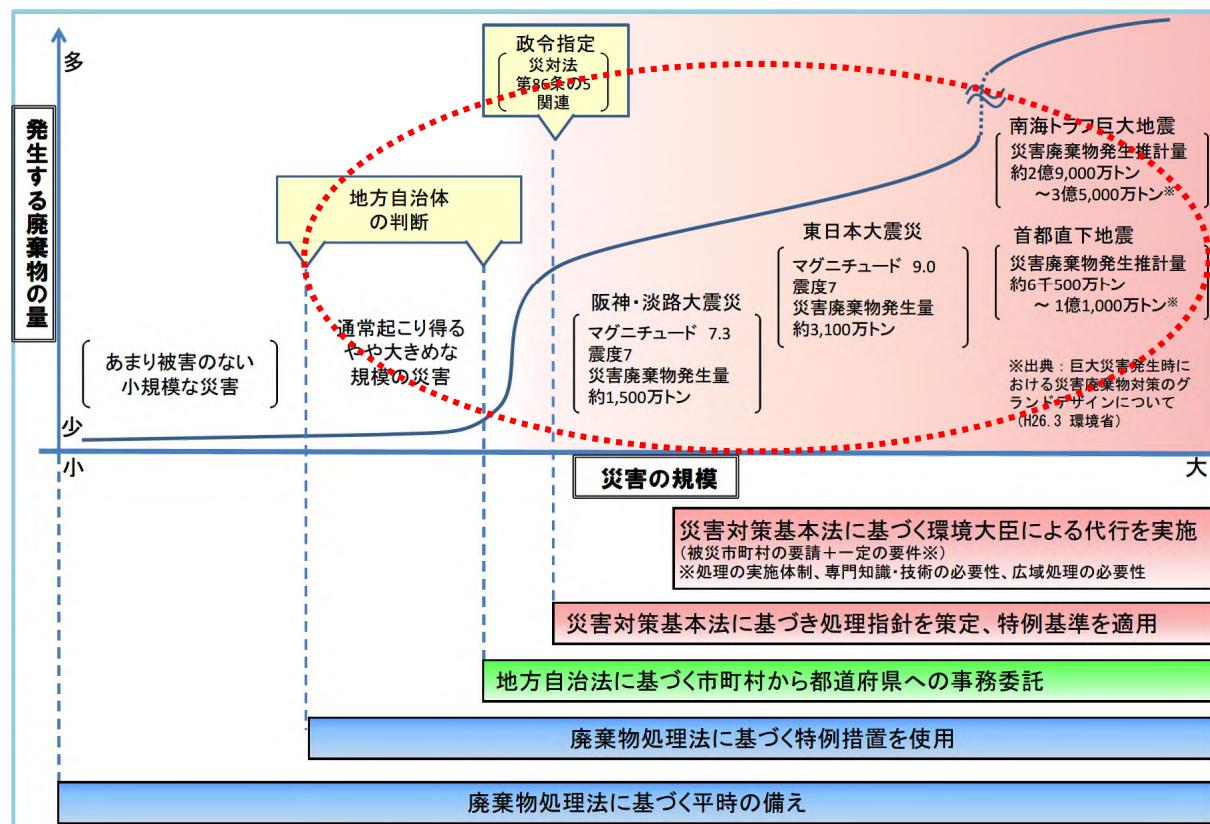
1. 対象とする災害

本計画は、図表II-1に示すように、南海トラフ地震等の巨大災害を含め、被災した県内のみでは災害廃棄物処理が困難となった場合の災害を対象とすることを基本とする。

なお、本章に示す災害以外でも県域を越えた被害が生じる災害や、被害範囲が単独の県内にとどまる災害であっても広域連携が必要となる災害が発生する可能性がある。このような場合においては、本計画に準じた対応を行うことを基本としつつ、災害の規模や被害状況に応じた柔軟な対応を行うこととする。

また、南海トラフ地震といった極めて規模の大きな災害発生時には、四国ブロック内だけでなく、全国的な連携が必要となると想定される。全国的な連携が必要となつた場合には、環境省本省や近隣の地方環境事務所等との連携の必要があることに留意する。

図表 II-1 本計画が対象とする災害の規模イメージ



出典:「災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方」
(環境省)

具体的には、本計画では、今後の気候変動に伴い激化が予測される風水害や、四国ブロック内で発生が想定される地震災害を対象とする。

2. 災害廃棄物発生量

(1) 地震災害

南海トラフ地震により全国的に大規模な被害が生じることが想定されており、四国ブロックでは特に甚大な被害が発生する可能性がある。

ここでは、南海トラフ地震（南海トラフ地震のうち、四国ブロックの災害廃棄物等発生量が最大となるケースの地震）の被害想定を参考に示す。中央防災会議防災対策推進検討会議による同地震の被害想定に基づくと、四国ブロック全体で災害廃棄物が約6,900万トン、津波堆積物が約680万トン、合計で約7,700万トン発生すると推計されている。

図表 II-2 南海トラフ地震による県別の災害廃棄物等発生推計量

県名	災害廃棄物(万t)	津波堆積物(万t)	計
徳島県	1,400	200	1,700
香川県	700	80	800
愛媛県	2,100	100	2,200
高知県	2,700	300	3,000
四国合計	6,900	680	7,700
全国合計	27,000	2,000	29,000

※四国地方が大きく被災するケース（地震動：陸側ケース、津波ケース④、冬夕方、風速8m/s）

（注1）県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（注2）四国合計は四国ブロック各県の災害廃棄物等発生量を合計した値である。

出典：「南海トラフ巨大地震の被害想定について（施設等の被害）【定量的な被害量（都道府県別 の被害）】」（令和元年6月、内閣府政策統括官（防災担当））をもとに作成

また、環境省災害廃棄物対策推進検討会による被害想定では、四国ブロック全体で、津波廃棄物・解体廃棄物が約64,962千t発生すると推計されている。

なお、各県災害廃棄物処理計画で推計されている南海トラフ地震及び直下型地震における災害廃棄物発生量の詳細は資料編に整理している。

図表 II-3 南海トラフ地震における災害廃棄物発生推計量

ブロック	津波廃棄物・解体廃棄物（千t）						
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	小計
四国	5,960	7,244	19,482	29,563	1,307	1,408	64,962
全国	23,881	19,486	63,566	98,621	3,417	3,024	211,994

ブロック	片付けごみ（千t）		
	可燃物	廃家電等	小計
四国	1,421	355	1,776
全国	6,326	1,581	7,907

※「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」（平成24年8月29日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）のうち、全国の災害廃棄物発生量が最大となる「地震動ケース：陸側ケース、津波ケース⑤「四国沖～九州沖」に大すべり域を設定」を想定して推計
出典：「第3回 令和3年度災害廃棄物対策推進検討会」環境省（令和4年3月9日）

(2) 風水害

風水害による災害廃棄物発生量の参考値として、平成30年7月豪雨における災害廃棄物発生量を下記に整理した。

図表 II-4 平成30年7月豪雨における災害廃棄物発生量

県名	家財等ごみ・ 建物解体ごみ (t)	廃棄物混入土砂 (t)	合計 (t)
愛媛県	109,047	143,570	252,617

出典：「平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理の記録」愛媛県（令和3年3月）

III. 災害発生時における広域連携のあり方

1. 基本的な考え方

災害が発生したとき、被災市町村、被災県、応援県（応援市町村含む）、国、民間団体は基本的にはまず自組織内の体制を確立し、被災状況を収集・整理し、関係機関との連携体制を構築することとなる。被災した自治体内での災害廃棄物処理については、各自治体で策定している災害廃棄物処理計画等に基づき、関係機関等と連携・協力しつつ対応することとなる。

一方、四国ブロック協議会は、被災状況に係る情報収集等を進めていく中で、災害廃棄物が多量に発生することが判明した場合又はそのおそれがある場合や、被災自治体内だけでは災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が困難であると判断された場合には、広域的な支援を行うため、速やかな連携体制の構築に向けた四国ブロック内での調整を開始する必要がある。このような場合には、四国ブロック協議会構成員等は、本計画に基づき、発災直後から四国ブロック内外の各組織からの支援が本格化するまでの期間、①被災状況の迅速な情報収集・共有、及び②四国ブロック内の応援自治体がニーズに沿った支援を迅速に行うための広域連携体制の構築を行うことを基本とする。なお、災害廃棄物処理に関して、各自治体と産業廃棄物資源循環協会等関係団体と協定等を締結している場合は、当該協定等に基づき連携することを基本とする。

本計画では、発災直後から応援が本格化するまでの期間を時系列に応じて3段階に分け、各段階における連携手順等について整理した。各段階の概要を図表III-1に示す。

本計画においては、迅速な対応が必要な第3段階までの活動に関して整理している。

図表 III-1 災害発生時における連携体制構築に向けた各段階の状況

第1段階	発災直後 被害は大きい模様であるが広域支援の必要性を判断できていない状況 (支援に入った後に、広域支援が不要になることもよしとする)
第2段階	発災直後から1週間程度の連携体制 災害廃棄物が多量に発生することが判明した段階 (四国ブロック内での災害廃棄物処理の本格的な広域連携による支援)
第3段階	発災後約1週間～1か月程度以内の連携体制 四国ブロック外からの各組織による支援が本格化する段階

災害廃棄物処理に係る広域連携体制については、まずは被災市町村による処理、次いで県内他市町村による処理、そして四国ブロック内（協定等に基づき支援を行う市町村・県等を含む）での広域的な処理、さらには複数の他ブロックにわたるより広域的な処理を、被災状況及び処理能力等に応じて適切に組み合わせた上で、円滑かつ迅速な処理を目指す。

発災直後からの情報収集等により、本計画に基づく四国ブロック内の広域連携が

必要となった場合は、被災状況や被災自治体からの要請等を考慮し、四国ブロック協議会事務局が主体となって、被害が報告されていない又は比較的被害が小さく応援可能な自治体等から、被災自治体との距離等を勘案して、応援県を選定する。

災害時の支援としては、本計画に基づく広域支援のほかに、環境省の「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の活用による全国的な支援や、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（環境省・防衛省、令和2年8月策定）に基づく支援等も想定される。各施策に基づき支援を行う期間や内容等も異なるため、四国ブロック協議会として段階ごとにそれぞれの支援策との連携を可能な範囲で図りつつ、必要な支援を行うものとする。特に、四国ブロック協議会事務局は、人材バンク等他の支援施策との連携について、本省や被災自治体等と連携して情報集約を行い、必要に応じて四国ブロック構成員へ情報提供することで、適宜の情報共有を図る。

さらに、迅速な災害廃棄物処理のためには、人的支援だけでなく、四国ブロック内の資機材や廃棄物処理施設の活用も検討する必要がある。発災時にこのような検討を円滑に行うためには、平時から関係団体等との情報共有が重要である。このため、四国ブロック協議会においては、四国ブロック内で災害廃棄物の処理に協力が可能な施設や資機材等について、平時から必要に応じて関係者間で情報共有を進めるとともに、発災時はこのような情報に基づき迅速な連携体制構築に向けた調整を行う。

なお、災害時の危機対応に関する協定として「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」が定められており、その中でカウンターパート制による支援が定められている。発災時には、このような協定内容等にも配慮しつつ、四国ブロックにおける災害廃棄物処理に関する広域連携体制を構築する。

また、四国ブロック内の多くの自治体が甚大な被害を受けた場合等は、本計画に基づく体制構築が困難である。このような場合には、被災状況の迅速な情報収集・共有を中心活動を行うことを基本としつつ、四国ブロック内での広域支援が可能となった段階から、本計画に準じた活動を可能な範囲で行うものとする。

2. 広域連携体制の確立及び被災状況の把握・共有

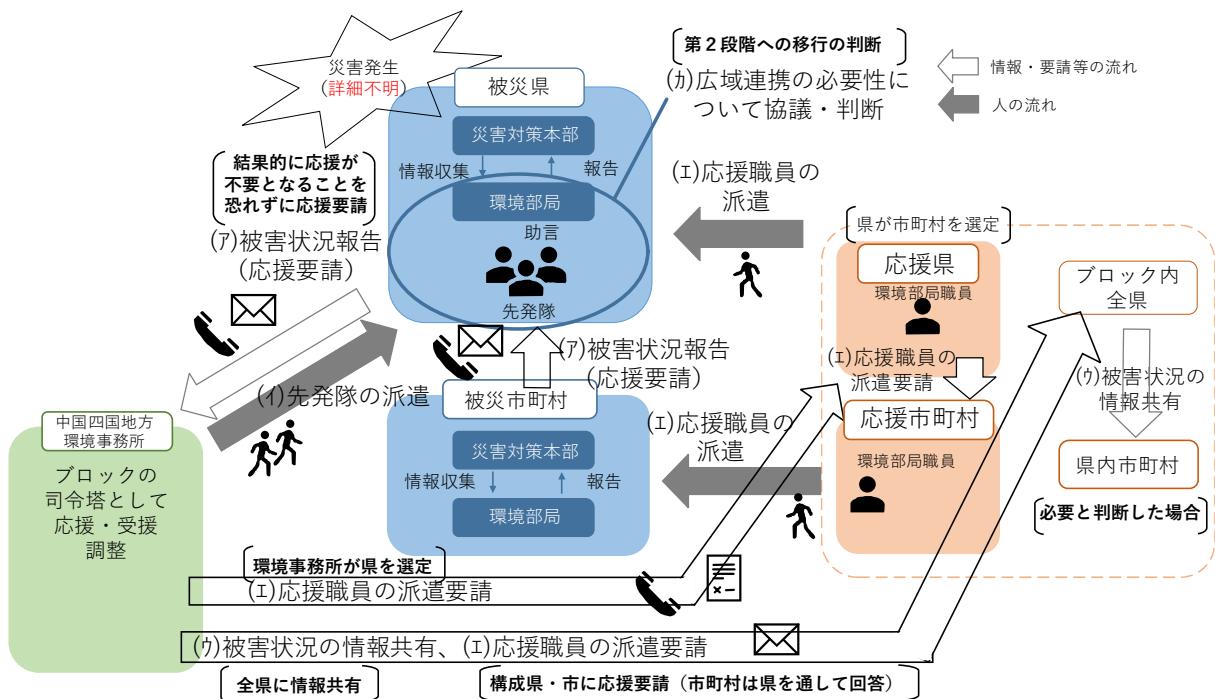
(1) 人的支援に係る広域連携体制の確立及び被災状況の把握・共有

① 第1段階における連携体制等

第1段階は、発災直後であり、報道等により被害は大きい模様との情報を把握しているが詳細は不明のため、被災自治体等において広域支援の必要性を判断できていない段階であると想定される。このような段階においては、被災自治体からの早期段階での応援要請と、先発隊派遣による早急な被災情報の収集が重要である。このため、被災自治体は、**結果的に応援が不要となることを恐れずに**、被害が大きく広域連携が必要となる可能性がある場合は、四国ブロック協議会事務局（以下「事務局」という。）に応援要請を行うとともに、事務局は、早急な先発隊の派遣を行う。

具体的な手順等を以下の通り整理した。

図表 III-2 第1段階の広域連携体制と情報・要請の流れ



(ア) 被災県及び被災市町村からの被害状況報告（必要に応じて応援要請）

被災した市町村を管轄する県の環境部局は、県内における災害の発生状況が分かった段階において、各市町村からの被害報告がない場合であっても、県災害対策本部から被害情報を収集し、事務局へ被害状況の報告を行う。

市町村環境部局も同様に被害情報を収集し、県環境部局に報告を行うとともに、各市町村の危機管理部局にも状況を報告する。

被災状況に応じて、市町村の環境部局は県の環境部局に応援要請を行うことができる。県環境部局は市町村からの応援要請がない場合であっても、必要に応じて、事務局に応援要請を行うことができる。応援要請は、応援の迅速性の観点か

ら、県と市町村の環境部局を窓口として行うことを基本とする。県環境部局は、県内市町村の状況を踏まえて、環境部局として他県市町村による第1段階の応援の必要性を判断する。

【被災県、被災市町村が応援要請できる基準】

- 被災自治体内の2つ以上の市町村で大きな被害があると情報があった場合
- 各地の気象関係情報（震度情報や津波浸水状況、台風規模や降雨量、風速等）等から大きな被害が想定される場合
- 情報が十分に入手できない地域がある場合（被害が大きいため情報が入らない可能性がある）
- 応援要請をして良いかどうか迷う場合

※結果的に応援が不要となることを恐れずに初期段階で応援要請することが重要

(イ)先発隊の派遣

事務局は、四国ブロック内で災害の発生が判明した場合は、被害状況の確認や広域的な支援の必要性の判断を行うため、速やかに、被災県あるいは被災市町村に向けて、先発隊を派遣する。

先発隊の派遣に当たって、事務局は、まずは県、必要に応じて市町村の環境部局と調整を行うものとし、県から応援要請があった場合だけでなく、県からの応援要請がない場合であっても、事務局が必要と判断した場合は直ちに派遣するものとする。

なお、先発隊として、環境事務所職員の派遣を基本とするが、必要に応じて、被災自治体の職員等自治体の職員も同行することができる。

先発隊は主に以下の支援業務を行う。

【先発隊の主な支援業務】

- 被災状況の把握、被災自治体（県・市町村）の対応状況や体制、発災直後の廃棄物処理及び屎尿処理に関する情報収集、災害廃棄物の発生状況の把握
- その他、上記の業務を実施するに当たって必要な業務

(ウ)被害状況の情報共有

事務局は、先発隊及び被災県からの被害状況の報告等を踏まえ、四国ブロック内の全県の環境部局に対して被害状況の情報共有を行う。事務局は、被災状況に係る情報等について隨時更新を行い、適切な情報共有に努めるものとする。各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

(I)応援職員の派遣

事務局は、被害状況及び被災県からの応援要請を踏まえ、必要に応じて、四国ブロック協議会の構成県・市に応援職員の派遣要請を行うことができる。なお、構成市以外の市町村に対しては、事務局からの要請を踏まえ、県から同様の要請を行うものとする。市町村からの職員派遣に係る回答は、県環境部局を通じて、事務局に行うこととする。

事務局は、応援職員の派遣可能との回答があった県から、被災自治体との距離等を勘案し、応援県を選定する。事務局は応援県が確定した段階で被災県と情報共有を行う。

事務局は応援県を選定後、県の環境部局に職員の派遣要請を行う。派遣要請に当たっては、事務局から応援県の環境部局宛に、様式に基づく要請文書を発出する。なお、要請に当たっては、最初にメール又は電話での要請を行った後、正式な要請文書を発出することも可能とする。

要請を受けた県は応援可能な県内市町村（複数の市町村も可。）を選定し、派遣要請を行う。応援県は応援市町村が確定した段階で、事務局及び被災県と情報共有を行う。

自治体からの応援職員の派遣期間は、各自治体の出張期間（最長1週間程度）の短期を想定する。

(オ)第1段階の支援に係る留意事項

被災状況等に関しては、随時の情報共有が重要であるため、可能な範囲で、オンライン会議システム等を活用した迅速な情報共有を行うよう努める。

また、応援要請を行うに当たって、「応援要請リスト」の活用も可能である。被災県又は被災市町村において「応援要請リスト」を作成した場合は、事務局に情報共有するとともに、事務局において応援県の選定時に活用する。同様に、事務局又は被災県からの応援要請に対する回答を行う際に、応援県又は応援市町村が「支援可能リスト」を活用することもできる。こちらについても、事務局が応援県の選定時に「支援可能リスト」の内容に配慮するものとする。なお、「応援要請リスト」「支援可能リスト」とともに、事務局から関係者への情報共有を適宜行うこととする。

(カ)広域連携の必要性について協議・判断

先発隊及び応援職員等による被災状況の把握後、被災県ごとに、先発隊、被災市町村、被災県、応援市町村及び事務局で、災害廃棄物の発生見込みや今後の災害廃棄物処理に向けた方針等について協議を行う。（状況に応じて全員参加の協議でなくとも可とする。）

その結果、多量の災害廃棄物が発生することが見込まれることが判明した場合又は発生する恐れが高い場合等、県域を越えた広域連携が必要と考えられる場合は、協議により第2段階へ移行することを判断する。判断は可能な限り迅速に行い、災害廃棄物の発生量が不明な場合や県内処理の見込みが不明な場合等、

判断に迷う場合は第2段階への移行が必要と判断するものとする。

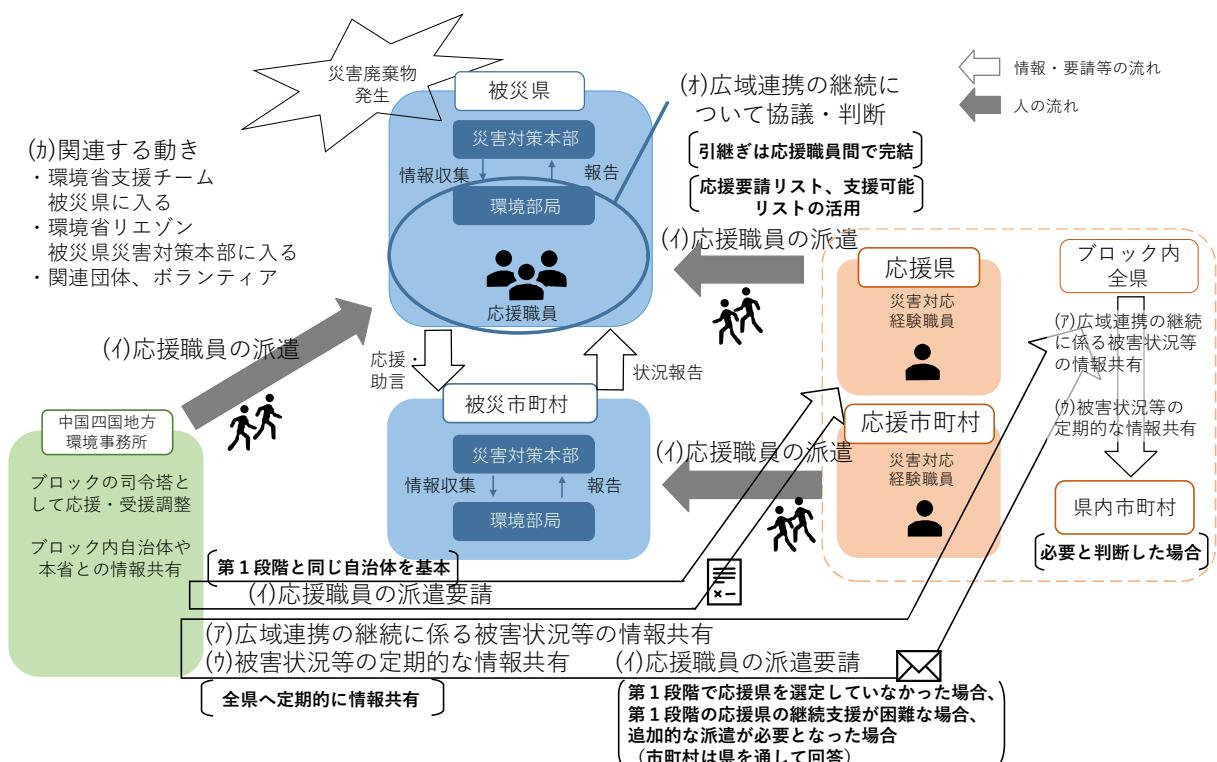
なお、本協議の結果については、できるだけ迅速に、被災県から事務局に連絡することとし、事務局は、連絡内容を四国ブロック協議会の構成員に速やかに情報共有する。

② 第2段階における広域連携体制の確立等

第2段階は、発災後1週間程度までの状況であり、被害の概要が判明しつつあり、被災自治体等において災害廃棄物の大量発生が見込まれる可能性が高いと判断された段階であると想定される。このような段階においては、被災自治体からの応援要請に基づく円滑な災害廃棄物処理に向けた支援の開始と、より正確な被災情報の収集・共有が重要となってくる。このため、四国ブロック協議会としては、被災自治体からの応援要請に基づく迅速な応援職員の派遣と、正確な被災情報等の入手及び速やかな情報共有の継続を行うこととする。

具体的な手順等を以下の通り整理した。

図表 III-3 第2段階の広域連携体制と情報・要請の流れ



(ア)広域連携の継続に係る被害状況等の情報共有

広域連携が必要と判断された被災県に対し、事務局は、第1段階から引き続き被災状況及び災害廃棄物の発生状況等に係る情報収集を行い、四国ブロック内の県の環境部局に対して、随時情報共有を行う。また、広域連携が必要と判断された被災県内にある被災市町村の環境部局も、第1段階に引き続き、県環境部局に報告を行い、被災県はこれらの情報を整理し適宜事務局へ共有する。

各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

なお、第1段階で広域連携の必要性がないと判断された被災県においても、必要に応じて事務局は情報収集を行う。

(イ)応援職員の派遣

事務局は、第2段階における広域連携が必要と判断された被災県に対し、応援職員を派遣するため、応援県の選定を行う。第1段階で、応援県を選定していた場合は、応援職員の派遣継続の依頼を基本とするが、同一の職員の派遣の継続を求めるものではない。

第1段階で応援県を選定していなかった場合、又は第1段階の応援県の継続支援が困難な場合、あるいは追加的な応援職員の派遣が必要となった場合は、事務局は第1段階と同様の手順で、四国ブロック協議会の構成県・市には直接、構成市以外の市町村に対しては、県を通じて応援職員の派遣要請を行うこととし、その回答を踏まえて応援県の選定を行う。

応援職員の派遣期間は、第1段階と同様、各自治体の出張期間（最長1週間程度）の短期を想定する。

なお、被災県又は被災市町村においては、「応援要請リスト」を活用し、支援内容を可能な限り明確にした上で事務局に情報共有しておくことが望ましい。事務局は、これらの情報が共有された場合は、応援県の選定時に配慮するとともに、応援県及び応援市町村に情報提供を行うものとする。

(ウ)被害状況等の定期的な情報共有

事務局は、被災県からの被害状況の報告等や応援職員の派遣状況等について、四国ブロック内の全県の環境部局に対して定期的な情報共有を行う。事務局は、これらの情報等について随時更新を行い、適切な情報共有に努めるものとする。各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

(イ)第2段階の支援に係る留意事項

被災状況等に関しては、随時の情報共有が重要であるため、第1段階と同様、可能な範囲で、被災自治体等はオンライン会議システム等を活用した迅速な情報共有を行うよう努める。

また、第2段階において、応援要請を行う場合は「応援要請リスト」の活用も可能である。被災県又は被災市町村において「応援要請リスト」を作成した場合は、事務局に情報共有するとともに、事務局において応援県の選定時に配慮する。同様に、応援県又は応援市町村において、事務局又は被災県からの応援要請に対する回答を行う際に「支援可能リスト」を活用することも可能である。こちらについても、事務局は応援県の選定時に「支援可能リスト」の内容に配慮するものとする。なお、「応援要請リスト」「支援可能リスト」とともに、事務局から関係者

～情報共有を適宜行うこととする。

第1段階と第2段階における応援県又は応援市町村あるいは応援職員が異なる場合は、業務を円滑かつ継続的に実施していくため、業務内容の引継ぎが重要である。引継ぎに当たっては、新旧の応援職員間で行うものとし、被災県や被災市町村の参加は必須としない。

(オ)広域連携の継続について協議・判断

応援職員及び事務局による被災状況の把握後、被災県ごとに、第1段階と同様に、被災市町村、被災県、応援市町村及び事務局で、災害廃棄物の発生見込みや今後の災害廃棄物処理に向けた方針等について協議を行う（状況に応じて全員参加の協議でなくとも可とする）。

その結果、災害廃棄物の発生量が多量であることが明らかである場合又はその見込みがある場合等、引き続き、四国ブロック内での県域を越えた継続的な広域連携が必要と考えられる場合には、協議参加者により第3段階へ移行することを判断する。判断は可能な限り迅速に行い、災害廃棄物の発生量が不明である場合や県内処理の見込みが不明等、判断に迷う場合は、第3段階への移行が必要と判断するものとする。

なお、本協議の結果については、できるだけ迅速に、被災県から事務局へ報告することとし、事務局は、協議結果（第3段階への移行が必要又は不要）を四国ブロック協議会の構成員に速やかに情報共有する。

(カ)災害廃棄物処理に関する動き

災害の規模等にもよるが、第2段階においては、被害状況等に応じて、災害廃棄物処理に関する関係団体の活動が活発化してくることが想定される。例えば、各自治体において災害廃棄物処理に関するボランティアによる災害廃棄物処理が始まる場合や、環境省の現地支援チームが被災県又は被災市町村に到着し、連携しながら災害廃棄物処理等に当たる場合等がある。また、被害の大きさに応じて、そのほかの様々な制度や仕組みを利用した広域的な支援が開始される場合がある。このため、本計画に基づく広域連携を進めるに当たって、事務局は、被災県や被災市町村にそれらの制度等の活用状況等を確認しつつ、関連団体等と連携して、必要な支援や情報共有等を行うことに留意する。

被災自治体及び応援職員においては、これらの情報を入手した場合は、速やかに事務局にも共有するよう努める。また、事務局においても、これらの情報を入手した場合は、必要に応じて四国ブロックの構成員等関係団体に共有する。

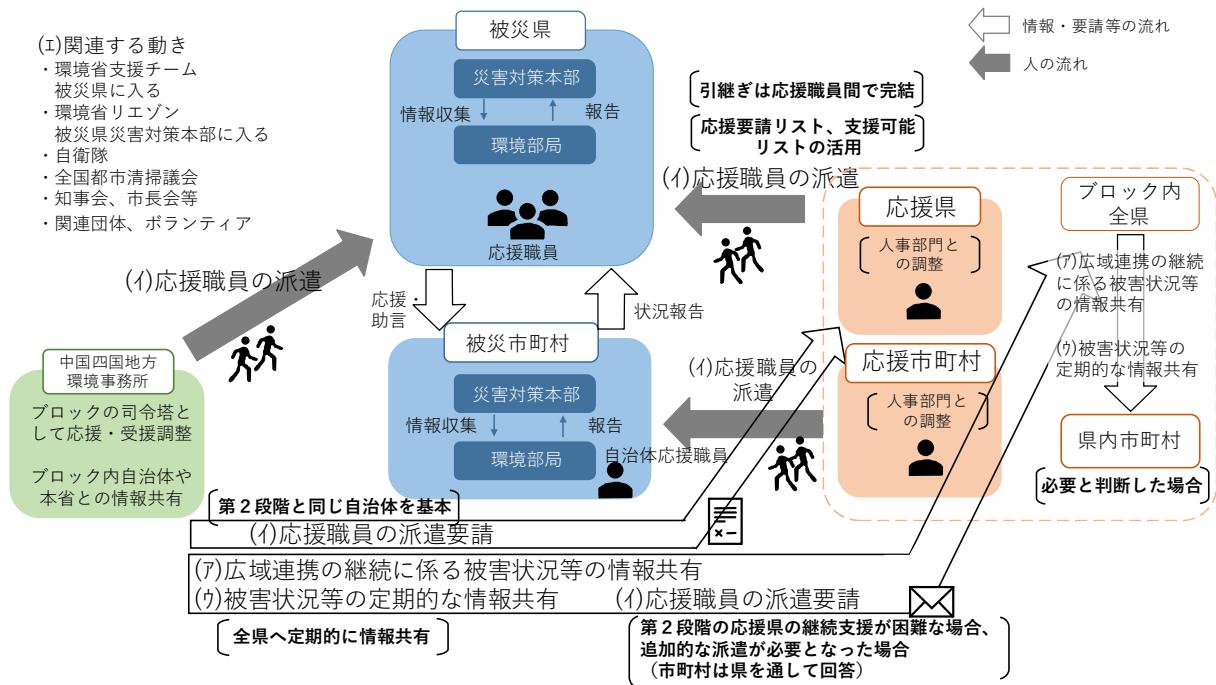
③ 第3段階における広域連携体制の確立等

第3段階は、発災後おおむね1週間が経過し、多量の災害廃棄物の発生が見込まれており、継続的に四国ブロック内の広域連携が必要と判断された段階であると想定される。また、危機管理部局を中心として、四国ブロック外からの各組織による応援が本格化し始める段階であると考えられる。

このような段階においては、正確かつ迅速な被災情報及び災害廃棄物処理に関する情報の収集・共有、及び必要に応じて被災自治体からの応援要請に基づく継続的な支援が必要となってくる。このため、四国ブロック協議会としては、被災自治体からの被災状況や災害廃棄物処理に関する情報の収集、及び四国ブロック協議会構成員との情報共有を主な役割として行うこととする。

具体的な手順を以下の通り整理した。

図表 III-4 第3段階の広域連携体制と情報・要請の流れ



(ア)広域連携の継続に係る被害状況等の情報共有

広域連携が必要と判断された被災県に対し、事務局は、第2段階から引き続き被災状況及び災害廃棄物の発生状況・処理状況等に係る情報収集を行い、四国ブロック内の県の環境部局に対して、随時情報共有を行う。また、広域連携が必要と判断された被災市町村の環境部局も、第2段階に引き続き、県環境部局に報告を行い、被災県はこれらの情報を整理し適宜事務局へ共有する。各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

(イ)応援職員の派遣

事務局は第3段階における広域支援が必要と判断された被災県に対し、応援職員を派遣するための応援県の選定を行う。第2段階で選定した応援県に対し、応援職員の派遣継続の依頼を基本とするが、同一の職員の派遣の継続を求めるものではない。

第2段階の応援県の継続支援が困難な場合、あるいは追加的な応援職員の派遣が必要となった場合は、第2段階の手順と同様に、事務局は、四国ブロック協議会の構成県・市には直接、構成市以外の市町村に対しては県を通じて、応援職員の派遣要請を行うこととし、県を通じて整理した回答を踏まえ、応援県の選定を行うことを基本とする。

応援職員の派遣期間は、第1段階、第2段階とは異なり、長期間（1週間以上）となることも想定される。なお、被災県又は被災市町村においては、「応援要請リスト」を活用し、支援内容を可能な限り明確にした上で事務局に情報共有しておくことが望ましい。事務局は、これらの情報が共有された場合は、応援県の選定時に活用するとともに、応援県及び応援市町村に情報提供を行うものとする。

(ウ)被害状況等の定期的な情報共有

事務局は、被災県からの被害状況の報告等や応援職員の派遣状況等について、四国ブロック内の全県の環境部局に対して定期的な情報共有を行う。事務局は、これらの情報等について随時更新を行い、適切な情報共有に努めるものとする。各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

(イ)第3段階の支援に係る留意事項

被災状況等に関しては、随時の情報共有が重要であるため、第2段階と同様、可能な範囲で、被災自治体等はオンライン会議システム等を活用した迅速な情報共有を行うよう努める。

また、第3段階において応援要請を行う場合は「応援要請リスト」の活用も有効である。被災県又は被災市町村において「応援要請リスト」を作成した場合は、事務局に情報共有するとともに、事務局において応援県の選定時に配慮する。同様に、応援県又は応援市町村は、事務局又は被災県からの応援要請に対する回答を行う際に「支援可能リスト」を活用することも有効である。こちらについても、事務局は応援県の選定時に「支援可能リスト」の内容に配慮するものとする。なお、「応援要請リスト」「支援可能リスト」とともに、事務局から関係者への情報共有を適宜行うこととする。

第2段階と第3段階における応援県又は応援市町村あるいは応援職員が異なる場合は、業務を円滑かつ継続的に実施していくため、業務内容の引継ぎが重要である。引継ぎに当たっては、新旧の応援職員間で行うものとし、被災県や被災市町村の参加は必須としない。

(1) 災害廃棄物に係る関連する動き

災害の規模等にもよるが、第3段階においては、被害状況等に応じて、災害廃棄物処理に関する関係団体の活動が本格化してくることが想定される。たとえば、各自治体において災害廃棄物処理に関するボランティアによる災害廃棄物処理が本格的に取り組まれる場合や、被災県又は被災市町村にて環境省の現地支援チームによる災害廃棄物処理に向けた支援が本格化してくる場合等がある。また、被害の大きさに応じて、そのほかの様々な制度や仕組みを利用した広域的な支援が本格的に展開される場合がある。このため、本計画に基づく広域連携を進めて行くに当たって事務局は、被災県や被災市町村にそれらの制度等の活用状況等を確認しつつ、関連団体等と連携して、必要な支援や情報共有等を行うことが必要である。

被災自治体及び応援職員においては、これらの情報を入手した場合は、速やかに事務局にも共有するよう努めるものとする。また、事務局においても、これらの情報を入手した場合は、必要に応じて四国ブロックの構成員等関係団体に共有することとする。

(2) 災害廃棄物処理に係る広域連携体制の確立等

災害廃棄物処理に当たっては、人的な支援だけではなく、災害廃棄物処理に係る収集運搬車両や重機等の資機材が不足する場合にも広域的な支援が必要となる。

被災県は、被災市町村のみで災害廃棄物処理が完了することが困難又はその可能性が高いと判断される場合等には、被災県の災害廃棄物処理計画等に応じて、被災県内の被災市町村以外の市町村での一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設を活用して広域処理を行うこととなる。

災害の規模の大きさや被害状況によっては、被災県内で災害廃棄物処理が完了できない場合も想定される。このような場合には、被災県外の廃棄物処理施設の活用に向けた検討の必要性が出てくるため、本計画に基づく四国ブロック内での広域的な処理に向けた体制構築が必要となる。

第1～第3段階にかかわらず、四国ブロック内での広域的な災害廃棄物処理に向けた体制構築が必要な場合には、被災県は被災市町村の被害情報等をとりまとめ、事務局に広域処理の応援要請を行う。応援要請に当たっては、可能な範囲で、被災県は、被災市町村ごとの廃棄物処理施設等の被災状況、及び被災県外で処理が必要な災害廃棄物の発生見込み量・種類等について、事務局に情報共有を行う。

事務局は、応援要請を踏まえ、環境本省や関係団体と情報共有を図りつつ、四国ブロック内の他県や近隣の地域ブロックの地方環境事務所とも連携して、広域処理に向けた各種支援制度等の情報収集を行い、被災自治体へ必要な情報提供等を行う。また、広域処理の要請の状況等については、事務局が被災県に適宜情報提供するとともに、四国ブロックの各県に対しても必要な情報共有を行う。

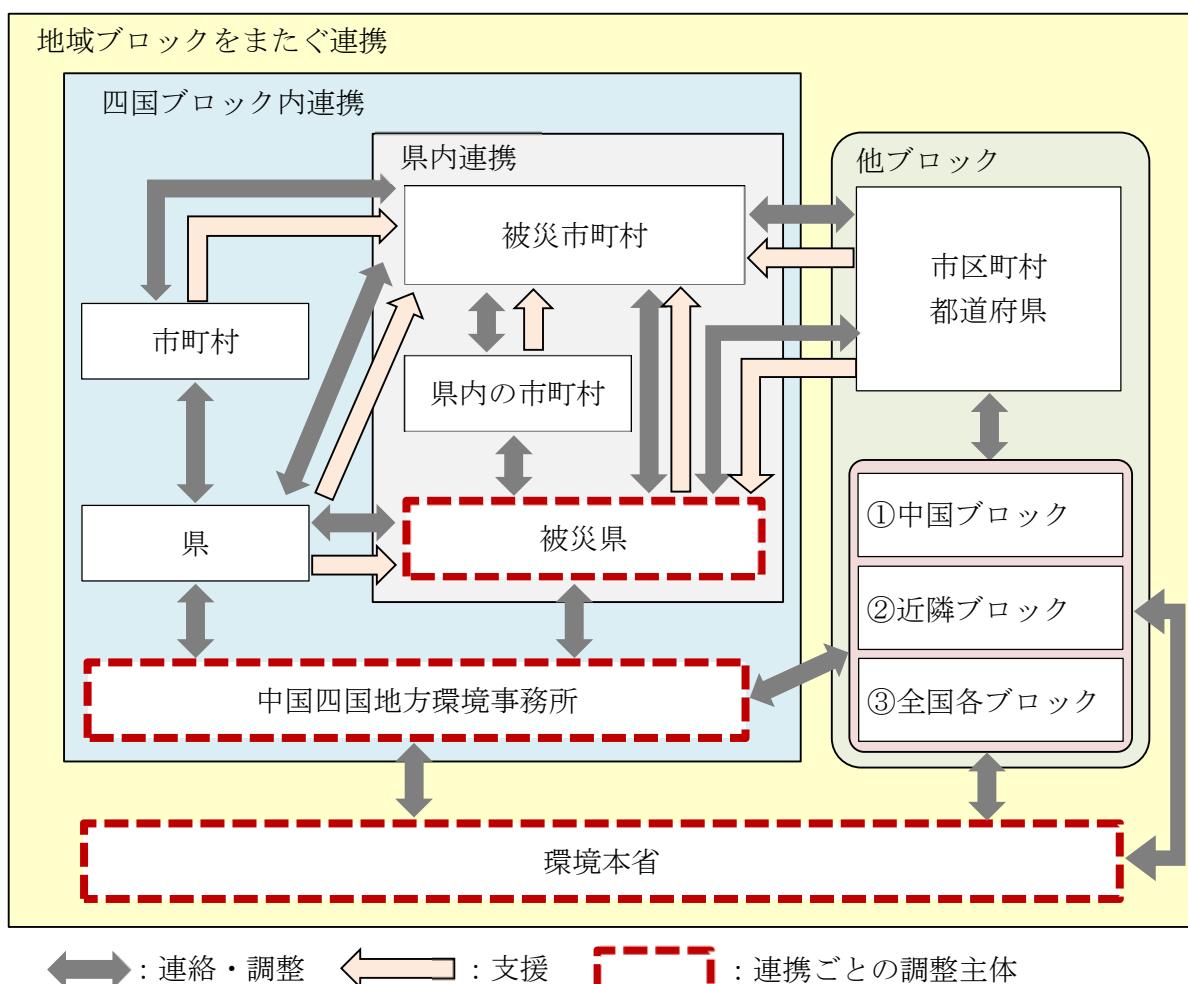
3. 地域ブロックをまたぐ連携

災害の規模が大きく、四国ブロック内の複数の県が同時に被災する等、四国ブロック内での連携のみでは迅速な災害廃棄物の処理が困難な場合には、「地域ブロックをまたぐ連携」が必要になる。

四国ブロックを管轄する中国四国地方環境事務所は、同様に中国ブロックも管轄しており相互のブロック行動計画に関して平素より把握していること、両ブロックは災害等発生時の広域支援に関する協定を締結していること等、中国ブロックと四国ブロックにおいては、従前より相互連携に向けた情報共有が進められている。このため、四国ブロックにおいて地域ブロックをまたぐ連携が必要となった場合に備え、中国ブロックと柔軟に相互連携ができるよう、平時から本計画に基づく連携手順等を共有しておく等の情報共有を進める。

また、災害廃棄物処理に向けてさらに広域の連携が必要となった場合に備え、そのほかのブロックとも相互連携を検討する。特に、隣接する近畿ブロック、九州ブロックとは地域ブロック間の相互連携のあり方について、今後検討を進めていく必要がある。

図表 III-5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制



4. 関連する各種制度との連携

災害廃棄物の処理に関しては、本計画に基づく広域連携以外にも様々な支援制度が存在する。環境省本省等関係機関の各種支援施策との連携に係る基本的な考え方について以下に整理した。

(1) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

環境省が事務局となり、国、地方公共団体、有識者、技術者、業界団体等の関係者の連携体制の整備を図るため、平成27年よりD. Waste-Netを運営している。

D. Waste-Netは我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織であり、自治体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援することとされている。

四国ブロック協議会においては、D. Waste-Netの役割・体制について協議会構成員へ周知を行うとともに、災害発生時においては、被災自治体からの要望等に基づき、速やかに協議会事務局から環境省へ協力要請を行い、円滑な廃棄物処理につなげるものとする。なお、被災自治体から環境省へ協力要請を行い、環境省本省からD. Waste-Netへ協力要請を行う手順とすることも可能である。

(2) 災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）

環境省では、災害廃棄物処理を経験した自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援することを目的として、令和2年度より本制度の運用を行っている。

この制度では、市町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害等が発生した時に、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する自治体の人的資源を活用して、被災自治体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うこととしている。本制度に基づく支援員の派遣は、被災自治体からの要請に応じて行動するものとなっている。

四国ブロック協議会においては平時より協議会構成員に対し本制度の周知等を行うとともに、災害発生時において本制度に基づく要請があった場合は、災害廃棄物処理支援員の派遣が円滑に行われるよう、必要に応じて、事務局が環境省や被災自治体等と調整や情報収集を行う。

(3) 災害廃棄物の撤去等に係る防衛省との連携対応

環境省と防衛省は、近年の大規模災害時の活動を通じて蓄積されたノウハウ等を踏まえ、防災基本計画（令和2年5月）に基づき、環境省、防衛省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組等、発災時の対応を整理した連携対応マニュアル（「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」）を令和2年8月に公表した。

四国ブロック協議会においては、平時より協議会構成員に対し本マニュアルに関する周知を行うとともに、災害発生時においては、被災状況や災害廃棄物の発生状況等に応じ、事務局が環境省本省と協働して、防衛省との連携に当たって必要な連絡調整等を行う。

IV. 災害廃棄物の円滑な処理に向けて

1. 事前対策としての協議会の取組

(1) 支援・受援に係る体制整備

災害発生時に、円滑な支援体制を構築していくためには、支援側だけではなく、被災した受援側の体制整備も必要不可欠である。特に規模の大きな災害の場合は、全国から多数の人的・物的支援が被災自治体へ来るものと想定されるため、四国ブロック協議会としては、四国ブロック内の自治体において、これらの支援を円滑に受け入れるための手順やその役割等、受援に必要な体制をあらかじめ検討しておくよう必要な周知等を行うことが重要である。

このため、四国ブロック協議会においては、四国ブロック内の自治体が災害発生時に必要な応援要請の内容を迅速にとりまとめて共有することができるよう、平時より「応援要請リスト」及び「支援可能リスト」を共有し四国ブロック内の自治体に周知する。また、これらのリスト等を活用した図上訓練等を毎年実施することにより、協議会構成員におけるリストの活用方法の確認、その有用性の検証や広域連携手順の習熟を図ることとする。

また、災害発生時に円滑な連携体制を構築できるよう、四国ブロック協議会等を通じて、平時より関係団体の担当者間で連絡先を共有し、情報伝達訓練等により、迅速な情報共有体制の構築に努めるものとする。

なお、災害発生直後は被災状況に関する情報も十分ではなく、広域連携が必要かどうかの判断に迷う場面も想定される。そのような時には、結果的に応援要請が不要となることを恐れずに、初期段階でまずは応援要請することが重要であることを、四国ブロック協議会等を通じて、平時より協議会構成員等に周知徹底していく。

(2) 人材育成の実施

四国ブロック協議会における訓練は原則毎年度行い、四国ブロックにおける災害対応能力の向上を図る。各関係機関の職員の異動を踏まえ、3年程度サイクルで繰り返し行うことが望ましい。

訓練内容は、本計画に基づき、災害発時における災害廃棄物処理に関する四国ブロック連携体制の手順（応援要請、支援）の習熟と課題等の検証を目的として、過去の訓練の結果や災害廃棄物対策に関する施策の動向等を踏まえ、四国ブロック協議会（幹事会）において毎年度検討を行うものとする。

なお、四国ブロック協議会における訓練の実施に当たっては、輪番制で協議会構成県市のうち、1県に訓練幹事県（主幹事）として、1市に訓練幹事市（副幹事）としてご参加いただくものとする。なお、状況に応じて、主幹事及び副幹事のいずれかのみでも訓練を実施できるものとする。訓練幹事県及び訓練幹事市は、訓練の企画段階から協議会事務局と訓練内容等の詳細について協議を行い、訓練の実施に

においては主体的に関与していただく。訓練幹事自治体が実施する具体的な取組内容については、過去の訓練結果や当該年度の訓練内容を踏まえ、毎年度見直しを行うものとする。

また、四国ブロック協議会では、災害廃棄物処理に対応できる人材育成のためのセミナーや研修会等を定期的に実施する。訓練と同様、各関係機関職員の異動を踏まえ3～5年サイクルで事務局においてセミナー等のテーマを決定する。セミナーや研修会等の開催に当たっては、被災経験のある自治体職員、災害廃棄物対策の専門家、支援可能な事業者等災害廃棄物処理対策に関する知見を有する者からの講演等を通じ、ブロック内の関係者への知見の蓄積を図るとともに、災害廃棄物対策に関する人的ネットワークの形成・強化を図る。

なお、このような訓練やセミナー等については、四国ブロック内の県及び市町村においても独自に開催し、各自治体内での災害廃棄物対策に係る手順の確認等を行うこと等により、平時から職員のスキルアップを図ることが望ましい。

2. 関係機関との連携・情報の共有

(1) 関係機関・団体との連携・情報共有

四国ブロック協議会は定期的に協議会（幹事会）を開催し、平時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害廃棄物処理に係る対策を実施し、大規模災害発生時の広域的な処理に備える。

図表 IV-1 平時における情報共有に関する関係者の役割

協議会の役割	① 連携体制の強化 ② 他ブロック等との連携 ③ 専門家・防災研究機関等との連携
国の役割	① 四国ブロック協議会の活発な運営を通じた情報発信
県の役割	① 災害廃棄物処理計画の見直しや改定を通じた情報発信 ② 県内市町村への情報提供
市町村の役割	① 災害廃棄物処理計画の見直しや改定を通じた情報発信 ② ボランティア等との連携
民間関係等の役割	① 県及び市町村との連携

災害が発生した場合、四国ブロック協議会構成員以外にも多数の関係機関と連携をとりながら災害廃棄物処理を実施していく必要があるため、平時から各機関と連携し、顔の見える関係を構築することが求められる。

(2) 住民やボランティアとの連携・情報発信

災害発生時に、迅速に住民やボランティアと連携し適切な情報発信を行っていくことは、初動期の災害廃棄物の排出秩序形成に重要である。このため、四国ブロック協議会としては、災害発生時の戦略的な連携・情報発信を行う観点から、平時より、四国ブロック内の自治体の体制構築に向けて支援していくこととする。具体的には、四国ブロック内の各自治体が社会福祉協議会等と顔の見える関係づくりを行う際に四国ブロック協議会として助言等を行うことや、仮置場の開設見通しと排出規制を行うための予告広報等のひな形を予め関係部署や関係団体間での共有等必要な支援や情報共有等を行う。

(3) 情報共有の迅速化

災害発生時には、被災状況等の迅速な情報共有が、円滑な広域連携体制の構築には必要不可欠である。発災直後には停電の影響等も考えられるが、情報共有の即時化の観点から、可能な範囲でオンライン会議システムやクラウドサービス等を活用し、効率的かつ迅速に関係機関との連携・情報共有を図ることも有効であると考えられる。このため、四国ブロック協議会の構成員等においては、平時より必要な機材等の環境整備とそれらを活用した連絡方法の習熟に可能な限り努めるとともに、四国ブロック協議会においても訓練等にオンライン会議システムの活用を取り入れること等により、円滑な広域連携体制の構築に資することとする。

3. 災害等廃棄物処理事業費の国庫補助の活用について

災害により発生した災害廃棄物処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して、環境省では「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」により財政的な支援を行っている。災害発生時に補助事業が円滑に活用されるよう、四国ブロック協議会において、平時から制度の周知や説明等を行う。

なお、このような補助制度を活用する場合においては、被災状況が分かる資料や災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請に必要な書類を作成する必要がある。必要な書類等詳細については、「災害関係業務事務処理マニュアル」を参照されたい。

4. 本計画の点検・見直し

(1) 基本的な考え方

本計画が実効性を有するためには、その内容について四国ブロック協議会構成員が平時から点検を行うことが不可欠である。

本計画は、関係者による合同訓練（図上訓練等）や最新の知見、実際の災害時における対応実績、県及び市町村における災害廃棄物処理計画、他の地域ブロック協議会における行動計画等を踏まえ、四国ブロック協議会において適宜見直されるものとする。

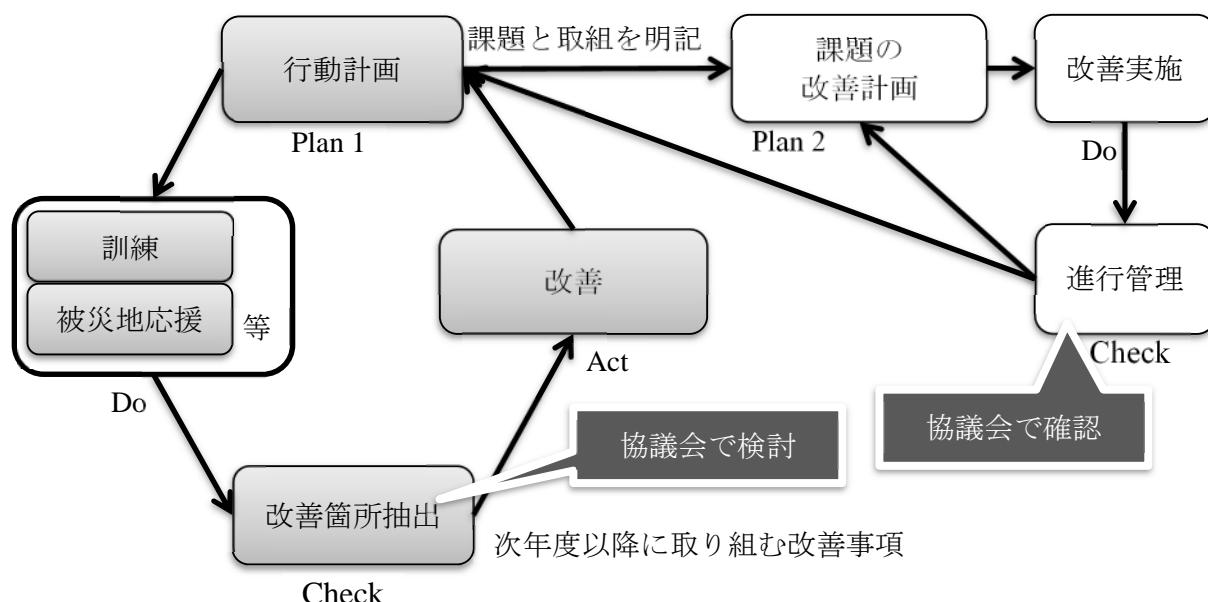
(2) 四国ブロックにおけるマネジメント・サイクルによる見直し

四国ブロック協議会を中心とした本計画の見直しに当たっては、2つのマネジメント・サイクルを回す。

1つ目のマネジメント・サイクルは、本計画をもとに、訓練等で判明した課題のほか、被災地への応援実績、災害の教訓等を参考に、本計画の改善箇所を抽出し、改善していくサイクルである。それらを踏まえた本計画の見直しについては、協議会で検討を行う。

2つ目のマネジメント・サイクルは、本計画の中でとりまとめた課題に対する改善策を記述した「課題の改善計画」に基づき、この進行管理を行っていくサイクルである。改善計画に定められた項目について、計画どおりの改善がなされているのか、等進捗を協議会で点検・進行管理していく。

図表 IV-2 行動計画見直しのための2つのマネジメント・サイクル (PDCAとPDC)



(3) 課題の改善計画

本計画は、現時点での四国ブロックの状況を踏まえて作成したものであり、残された課題に対する改善策を記述した改善計画を図表IV-3に整理した。改善計画の進行管理は、幹事会で定期的に議論の機会を設け、四国ブロック協議会で了承の手順とする。

図表 IV-3 課題の改善計画

課題の内容	改善の方向	改善主担当
災害廃棄物処理計画の改定	・四国ブロック内策定済み県・市町村において見直し、必要に応じて改定を検討	各県、各市町村
仮置場候補地の選定	・各県、各市町村の候補地選定の推進 ・事業者との協定締結促進	各県、各市町村
再生利用を行える民間事業者の整理	・再生利用を行える一定規模以上の民間事業者に関する情報収集・整理	各県 各県産業廃棄物協会/ 資源循環協会
廃掃法改正※に伴う市町村条例の見直し	・市町村条例の改正の検討	各市町村
他ブロックとの連携	・隣接ブロックとの連携のあり方(広域輸送の考え方等含む)の検討	環境事務所 協議会
関係団体との連携	・社会福祉協会、ボランティアセンター等災害発生時の連携団体との連絡体制等の構築	各県、各市町村
受援体制の確立	・各県、各市町村の受援体制の整備(受援計画の策定等)	各県、各市町村
災害廃棄物処理体制の強化	・災害時への体制移行に係る手順等の具体化の検討・廃棄物処理施設の強靭化対策 ・業務継続計画(BCP)の策定	各市町村

※「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（廃棄物処理法第9条の3の2及び9条の3の3）」を指す。

令和6年度大規模災害時における中国四国ブロックでの 広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務 報告書（概要版）

令和7年3月 環境省中国四国地方環境事務所

第1 業務の概要

1.業務の目的

中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の範囲をいう。）で組織する「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」及び四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の範囲をいう。）で組織する「災害廃棄物対策四国ブロック協議会」の枠組みにより、昨年度に引き続き情報交換、連携検討及び人材育成に向けた取組等を実施した。また、「中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」及び「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」（以下「行動計画」という。）について関係自治体への理解促進を進めるとともに、広域連携に必要な調査検討等を行うことにより連携の一層の推進を図った。

本業務は、協議会の運営支援等により、災害廃棄物対策に関する広域連携等を図ることを目的として実施した。

2.業務の内容

本業務の内容は、次のとおりである。

業務内容

(1) 協議会、幹事会及び図上訓練の運営
(2) 災害廃棄物処理セミナーの運営等
(3) 協議会に関する調査・検討事項
ア 他ブロックとの連携の在り方に関する調査検討
イ 災害廃棄物の広域輸送に関する調査検討
ウ ブロック内での広域処理を行うための調査検討
エ 行動計画の資料編等の更新に関する調査検討
(4) 災害廃棄物処理に関する人材育成に向けた取組
① 中国四国地方における災害廃棄物処理に係る知見等の継承等
② 図上訓練の実施等
③ 災害廃棄物の仮置場設置運営訓練の実施等
(5) 令和7年度以降の協議会の運営・調査検討事項の提案

第2 協議会、幹事会及び図上訓練の運営支援

令和6年度は、中国ブロック及び四国ブロックそれぞれにおいて、協議会2回、幹事会1回を行った。図上訓練については両ブロック合同で1回を行った。協議会と幹事会については、オンライン会議も併用して実施した。

第3 他ブロックとの連携の在り方に関する調査検討

(1)能登半島地震被災自治体への応援に関する市町村に対するアンケート調査

被災自治体への同一ブロック及び他ブロックからの災害廃棄物処理に関する応援の実例として、能登半島地震における複数の応援ルートについて情報収集・整理し、広域連携の手順、タイミング、内容等を整理するとともに、支援側で感じた課題を把握した。

【調査結果】

項目	概要
応援自治体	・全体の15%の団体が被災地に応援派遣
応援業務	・「公費解体受付業務」、「記録、災害報告書の作成」等の応援 ・発災直後は「災害廃棄物全般の助言」が多い
応援要請ルート	・環境省関係の要請が多いが、4月以降は全国知事会・全国市長会・全国町村会等からの長期の要請
応援派遣人数	・「ごみの収集・運搬」は3月の1か月に集中して最大58人／日を派遣 ・「公費解体受付業務」が3月以降10月末（本調査実施時）まで継続派遣
事前想定	・応援についての事前想定をしていない自治体が半数以上 ・応援に有効なものは、過去の被災経験関連の資料
応援側の課題	・宿泊場所の確保、応援職員のスキル・知識不足、応援職員・関係機関間の連携がうまくいかない、が多い
被災側の課題	・指示できる職員が少ない、受援体制ができていない、が多い
応援に行けなかった理由	・車両や人員に余裕がない、ノウハウ・スキルを有する人材が不足、が多い

第3 他ブロックとの連携の在り方に関する調査検討（続）

(2)災害廃棄物関連の応援及び応援受け入れの対策

能登半島地震被災自治体への応援に関する市町村に対するアンケート調査で指摘された応援側、被災側（応援受け入れ側）のそれぞれの課題と、対応策は次のとおりである。

課題	対応策
被災地における関係者の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○環境省等が統括 ○オンライン会議システムの活用 ○中国ブロック・四国ブロック協議会構成員間での信頼関係の醸成
応援職員のスキル・知識の向上、災害廃棄物処理に関する知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○研修、訓練等の実施・参加 ○被災地への積極的な応援
応援可能な人員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物担当経験職員の位置づけ ○組織内応援派遣経験職員のデータベース
環境省と総務省の応援要請ルートの一本化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理対応職員の派遣について環境省と総務省との事前調整
応援の事前準備（応援計画の作成）	<ul style="list-style-type: none"> ○応援要請があった際の事務手続フローの作成 ○災害対応の記録誌等の活用 ○応援に必要な資機材とその確保先のリストアップ ○応援業務の引継ぎ ○応援計画の作成
宿泊場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○寝袋持参 ○被災側の事前準備
被災側からの指示（応援職員へ指示能力のある職員の確保）	<ul style="list-style-type: none"> ○D.Waste-Net等からの派遣職員の助言
受援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック行動計画の応援要請リスト、支援可能リストを活用 ○平時からの受援準備 ○受援計画の作成

第4 災害廃棄物の広域輸送に関する調査検討

(1)直近の広域輸送事例

令和6年能登半島地震における広域輸送の事例を整理した。

輸送手段		県別輸送先（自治体数）
陸上輸送	自治体	20自治体 富山県（2）、福井県（1）、長野県（2）、岐阜県（5）、愛知県（7）、三重県（2）、大阪府（1）
	民間	18業者 富山県（6）、福井県（2）、新潟県（3）、長野県（1）、愛知県（1）、滋賀県（2）、神奈川県（1）、山梨県（1）、奈良県（1）
海上輸送		新潟県（3業者）
鉄道輸送		東京都（9）、神奈川県（1）

(2)鉄道駅・港湾との時間距離データを用いた地域特性別の輸送条件整理

災害廃棄物の広域輸送の検討を行う際に、輸送方法の選択時の検討材料の一つとして「鉄道駅・港湾までの最短時間距離」がある。

中国ブロック及び四国ブロックの全市町村からの鉄道駅・港湾までの時間距離を計測した。

第5 ブロック内での広域処理を行うための調査検討

(1)調査対象

昨年度の調査対象施設に加え、抽出された施設が存在しない県（鳥取県：粗大ごみ施設、徳島県：粗大ごみ施設・最終処分場、愛媛県：資源化施設、高知県：粗大ごみ施設）について、各県と相談の上で調査対象施設を増やした。

(2)調査結果

調査結果を県別及び施設の種類ごとに一覧表に整理をし、それぞれの県に対しては資料を提供し、県単位で活用できるようにした。

(3)今後の課題等

- 情報の更新方法
- 災害時の共有・活用方法
- 広域処理における産業廃棄物処理施設の位置づけ

第6 行動計画の資料編等の更新に関する調査検討

昨年度の調査検討において、過去に実施した各種モデル業務（災害廃棄物処理計画策定/災害廃棄物処理計画改定に係るモデル業務、災害廃棄物対策研修モデル業務、仮置場設置運営モデル業務）の成果等を精査し、災害廃棄物の広域連携や自治体における災害対応能力の向上等に資する情報を抽出し、行動計画資料編への掲載内容を選定した。

今年度は、これを踏まえ、ブロック行動計画の資料編等について、継続して更新に関する検討を行った。

第7 災害廃棄物処理セミナーの運営等

災害廃棄物対策における人材育成や、過去の大規模災害における事例及び災害後の取組等について情報共有を図るため、中国ブロックと四国ブロック合同で、災害廃棄物処理対策セミナーを、集合型とオンライン配信のハイブリッド型で開催した。

【日 時】 2025年1月22日（水）10:00～12:00

【参加人数】 オンライン参加者 78名
現地参加者 24名（登壇者、事務局含む）

【プログラム】

講演1 「能登半島地震における災害廃棄物処理の課題」

特定非営利活動法人レスキューストックヤード 常務理事 浦野 愛氏

講演2 「能登半島地震における支援員としての被災地支援の実態と課題」

島根県松江市 環境対策課 主任主事 武良 亮介氏

島根県出雲市 環境エネルギー部 環境施設課 課長補佐 江角 健氏

愛媛県大洲市 総合政策部 地域振興課 専門員 川渕 博之氏

第8 中国四国地方における災害廃棄物処理に係る知見等の継承等

（1）行動計画等に係る説明会の実施

「中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」及び「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」について、計画の概要や各主体の役割等に加え、環境省における災害廃棄物対策の取組に関する説明をオンラインで行った。

中国ブロック：令和6年8月30日(金) 13:30～15:30

四国ブロック：令和6年8月30日(金) 10:00～12:00

（2）災害廃棄物処理支援員との意見交換会の開催

災害廃棄物処理に係る知見の継承及び中国ブロック及び四国ブロック内の自治体における災害廃棄物に係る対応能力の強化のため、環境省が運営している「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」に登録している中国ブロック及び四国ブロック管内の支援員とブロック協議会構成員との意見交換会を対面のみで開催した。

【日 時】 令和7年1月22日(水)13:00～16:00

【場 所】 第一セントラルビル 3号館 4F ローズマリー

【テーマ①】 能登半島地震の支援を踏まえた課題と解決策

【テーマ②】 災害廃棄物処理支援員制度の改善点・要望

【参加人数】 支援員 7名（中国6名、四国1名）

協議会構成員 9名（中国6名、四国3名）

有識者 2名

中国四国地方環境事務所 5名

○今後の課題等

- ・支援員意見交換会は毎年度開催の要望が高い
- ・開催方法はハイブリッドやオンラインでの希望もあるが対面でお互いを知りながら議論をすることの充実感や重要度が指摘されていることから、対面形式での開催が基本となる。
- ・災害が起きた際に情報共有を兼ねた実施、未経験者の学びにもする、公費解体に関する研修や訓練の要望などの意見あり。

第9 図上訓練の実施等

（1）目的

- ①行動計画に基づいたブロック間の広域連携の手順を確認すること
- ②応援・受援に必要な準備を確認すること

（2）訓練の実施日時・場所

- ・令和6年10月9日(水) 13時30分～16時30分
- ・岡山国際交流センター イベントホール

（3）訓練の概要

- 被害状況報告訓練
- 応援要請訓練
- 応援・受援実施訓練

第9回上訓練の実施等（続）

（3）訓練の成果

- 中国ブロック及び四国ブロックの行動計画に記載されているブロック内の広域連携手順を応用することでブロック間の広域連携を実施できることが確認できた。
- ブロックを越えた応援・支援の広域連携の基本的な手順については理解が深まった。
- 被害情報の収集や応援・支援の流れの基本については理解される一方で、それらを既に知っている参加者にとっては確認のみとなった。
- 各組織で支援・応援について事前に準備できていない点がいくつか明らかになった。
- 応援に行く際の手順や必要な備品、手順等について準備できていない、マニュアルができていないことが確認できた。
- 全体的に時間が短く、訓練及び振り返りの評価が低い意見もあった。

（4）訓練を通じて判明した主な課題

- 訓練実施前の事前準備
- 訓練時間の確保
- 中国ブロックと四国ブロック合同の訓練の継続実施
- 継続した訓練の実施
- 次年度以降の訓練テーマ
 - ・ブロックを越えた広域処理の受け入れ（処理先調整）訓練（災害廃棄物の発生量を踏まえ、ブロック外の非被災自治体での処理の受け入れ可否、受け入れ可能施設の検討等）
 - ・各執務室から参画し、実際の連絡手段を活用した情報伝達訓練（一ヵ所に集合しない遠隔訓練）

第10回災害廃棄物の仮置場設置運営訓練の実施等

（1）目的

- 倉敷市災害廃棄物処理初動マニュアル（令和2年度策定。以下、「初動マニュアル」という。）に基づく、災害廃棄物処理の円滑かつ迅速な初動対応の官民役割分担、手順等を確認する実地訓練を実施し、初動マニュアルの検証を通じて、官民連携による災害廃棄物処理体制を強化する。
- 広域連携の際に必要となる協議会構成団体同士での協力事項（仮置場の運営人員の受け入れ、業務引継ぎ等）を仮置場運営訓練で確認する。

第10回災害廃棄物の仮置場設置運営訓練の実施等（続）

（2）訓練の実施日時・場所

- ・令和6年11月13日（水）
- ・倉敷市真菰谷最終処分場（住所：倉敷市粒江1890）

（3）訓練の参加者（プレーヤー）

倉敷市、岡山市、総社市、岡山県産業資源循環協会、岡山県建設業協会、倉敷警備業協議会、倉敷一般廃棄物収集運搬業連絡協議会、倉敷市社会福祉協議会、岡山NPOセンター、岡山県環境保全事業団、岡山県建築土木会倉敷支部

（4）訓練の概要

設置訓練、重機応援受入訓練、廃棄物受け入れ訓練、応援受入れ・引継ぎ訓練、搬出訓練

（5）訓練を通じて判明した課題

- レイアウトや訓練実施要領での修正点が多数指摘された。
- 車両出入り口が狭く、渋滞対策や動線を考える必要がある。
- 口頭で引継ぎをしていたが、災害時は日々様々なトラブルが起こり、状況が刻々と変化していく。日報の作成等が必要。
- 危険物の判断の注意点を意識できるチェックリストを作成。



第11回令和7年度以降の協議会の運営・調査検討事項の提案

- ◇人的ネットワークの構築に向けた取組（災害廃棄物処理支援員（支援員登録を検討する職員を含む）向けの研修等）
- ◇よりブロック間連携を強めるための訓練の検討（大規模災害発生時の実態に即した訓練）
- ◇廃棄物処理施設に関する調査検討
- ◇ブロック災害廃棄物対策行動計画の更新等に係る調査検討
- ◇災害廃棄物処理における小規模自治体等での課題検討